

経 済 労 働 委 員 会 記 録
< 第 2 号 >

平成23年第5回沖縄県議会（6月定例会）

平成23年7月7日（木曜日）

沖 縄 県 議 会

経 済 労 働 委 員 会 記 録<第 2 号>

開会の日時

年月日 平成23年 7 月 7 日 木曜日
開 会 午前10時 2 分
散 会 午後 6 時 7 分

場 所

第 1 委員会室

議 題

- 1 乙第11号議案 交通事故に関する和解等について
- 2 陳情平成20年第63号、同第112号、同第198号、同第201号、陳情平成21年第105号、同第123号、同第129号、同第130、同第137号、同第138号、同第141同、同第174号の2、同第191号、同第194号、陳情平成22年第15号、同第19号、同第35号、同第36号、同第47号、同第55号、同第56号、同第59号、同第146号、同第180号、同第181号、同第193号、陳情第1号、第19号、第24号、第38号の2、第50号、第54号、第62号、第72号、第73号の2、第76号から第78号まで
- 3 閉会中継続審査・調査について

出 席 委 員

委 員 長 玉 城 ノブ子 さん
副 委 員 長 瑞慶覧 功 君
委 員 中 川 京 貴 君
委 員 座喜味 一 幸 君
委 員 辻 野 ヒロ子 さん

委	員	具	志	孝	助	君
委	員	仲	宗	根	悟	君
委	員	当	銘	勝	雄	君
委	員	渡	久	地	修	君
委	員	前	島	明	男	君
委	員	玉	城		満	君
委	員	玉	城	義	和	君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

農	林	水	産	部	長	比	嘉	俊	昭	君										
糖	業	農	産	課	長	島	尻	勝	広	君										
森	林	緑	地	課	長	謝	名	堂	聡	君										
水	産	課	長	島	田	和	彦		君											
文	化	観	光	ス	ポ	ー	ツ	部	長	平	田	大	一	君						
文	化	ス	ポ	ー	ツ	統	括	監	松	川	満	君								
観	光	政	策	課	長	嵩	原	安	伸	君										
文	化	振	興	課	長	瑞	慶	山	郁	子	さん									
県	立	芸	術	大	学	事	務	局	長	狩	俣	栄	君							
県	立	博	物	館	・	美	術	館	参	事	兼	福	館	長	千	木	良	芳	範	君
ス	ポ	ー	ツ	振	興	課	長	村	山	剛	君									
商	工	労	働	部	長	平	良	敏	昭	君										
商	工	振	興	課	長	登	川	安	政	君										
経	営	金	融	課	班	長	勝	連	盛	博	君									
労	政	能	力	開	発	課	長	武	田	智	君									

○玉城ノブ子委員長 ただいまから、経済労働委員会を開会いたします。

乙第11号議案の1件、陳情平成20年第63号外37件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日は、説明員として、農林水産部長及び文化観光スポーツ部長及び商工労働部長の出席を求めています。

まず初めに、乙第11号議案交通事故に関する和解等について審査を行います。

ただいまの議案について、農林水産部長の説明を求めます。

比嘉俊昭農林水産部長。

○比嘉俊昭農林水産部長 平成23年第5回県議会定例会の議案書に基づき、説明させていただきます。

20ページをお開きください。

乙第11号議案交通事故に関する和解等について御説明いたします。

本議案は、職員が公用車運転中に起こした交通事故に関し、相手方との和解及び損害賠償額を定めるために、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容としましては、那覇市前島の沖縄県水産会館先において、職員が運転する公用車が駐車場から右折する際、当該車両の右側を走行していた原動機付自転車と接触したものです。

双方とも人的被害はありませんでした。

以上が本件の概要であります。

○玉城ノブ子委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより乙第11号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

当銘勝雄委員。

○当銘勝雄委員 自動車保険によって既に支払われたとありますが、県の公用車は保険に入っていないですね。

○比嘉俊昭農林水産部長 予算を組む場合には任意保険については予算化されております。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第11号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、農林水産部関係の陳情平成20年第198号外17件の審査を行います。

ただいまの陳情について、農林水産部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

比嘉俊昭農林水産部長。

○比嘉俊昭農林水産部長 ただいまから陳情案件について、処理概要を御説明いたします。目次をお開きください。

今委員会に付託されております陳情案件は、継続13件、新規5件でございます。それでは、陳情18件について、御説明いたします。

なお、継続陳情8件につきましては、前議会で説明した処理方針と同様の内容となっておりますので説明を省略させていただきます。

それでは、お手元の陳情処理概要書の1ページをお開きください。

継続案件の陳情平成20年第198号につきましては、その内容に一部変更が生じたので、時点修正を行っております。

2ページ目のアンダーラインを引いている部分が、時点修正を行った箇所でございます。その部分について説明します。

平成22年2月1日、平成23年2月17日等に含みつ糖生産町村、黒砂糖工業会、JAと連携して、その結果、国は「食品表示に関するQ&A」を改正し、「黒糖」と「黒砂糖」が同義であることを明確化また、「加工食品品質表示基準」を一部改正し、「黒糖及び黒糖加工品」の原料原産地表示を義務化、などの取り組みが行われています。

次に、陳情処理概要書の8ページをお開きください。

陳情平成22年第15号につきましては、9ページ目のウ 食品表示に関するQ&Aの一部改正が行われ、「黒糖」と「黒砂糖」が同義であること、エ 加工食品品質表示基準の一部改正が行われ、「黒糖及び黒糖加工品」の原料原産地表示が義務化されたこと。

次に、陳情処理概要書の12ページをお開きください。

陳情平成22年第56号につきましても、13ページに同様の追加を行っております。

次に、陳情処理概要書の17ページをお開きください。

陳情平成22年第146号につきましては、美ら島連絡協議会のホームページにリンクさせることで対応するとともに、同協議会は、会員のダイビング事業者のホームページに対し、文言の修正等を指導しているとのことです。なお、同協議会は、より適切な広報等を行うために、平成23年6月10日に、ホームページを新たに作成し、各会員にリンク更新を指導していると聞いております。

24ページの陳情第54号につきましても、同様の修正を行っております。

次に、新規陳情について御説明いたします。

26ページをお開きください。

陳情第72号、陳情区分新規、件名、東日本大震災の影響による菊価格下落対策に関する陳情。陳情者、糸満市議会議長上原勲であります。

要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

県は、東日本大震災によるキク価格の下落や出荷停止により影響を受けたキク生産者の支援として、①沖縄金融公庫の「農林漁業セーフティネット資金」やJAの「震災被害農家経営支援資金」の借入金に対する利子補給。②資金を借り受けた農家に対する償還猶予。③キク再生産に向けて、肥料及び農薬の助成。④キクの後作における野菜等の栽培指導などを行っております。また、輸送費や市場手数料の助成措置につきましては、生産団体において流通経費を一部免除していると聞いております。なお、価格安定保障制度については、花きの生産・価格動向や他府県の実施状況、市町村等の要望を踏まえて検討してまいります。今後とも、生産農家の経営安定に向け、JA、市町村等と連携し、低コスト栽培の技術及び輪作体系の確立、農作物被害防止施設の導入などにより安定生産に取り組んでまいります。

続きまして、陳情処理概要書の28ページをお開きください。

陳情第73号の2、陳情区分新規、件名平成23年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情、陳情者沖縄県離島振興協議会長外間守吉であります。

要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

1. 伊是名漁港海岸については、高潮対策や漂砂対策を行う必要があることから、平成24年度の新規地区採択に向けて、漁村整備交付金を活用できるよう、国に要望しているところであります。2. 農業用廃プラスチックの処理につい

ては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、産業廃棄物として農業者みずからの処理が義務づけられています。しかしながら、その適正処理に当たっては農業者の費用負担が大きく、行政、関係団体が一体となって推進する必要があります。このため、久米島町では、久米島町農業用廃プラスチック協議会において、農業用廃プラスチック等を回収し、沖縄本島で処理されております。農業用廃プラスチックの処理施設の整備については、運営コスト等の課題があることから、久米島町の意向及び関係機関・農業団体等の意見も踏まえ、取り組んでまいります。3. 栗国村の畑地かんがい施設の整備については、平成23年度に戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業により、約40ヘクタールの農地を対象に簡易なタンク5基、及び点滴かんがい施設を設置することとしております。今後とも地元の要望を踏まえ農業農村整備事業を推進してまいります。4. 製糖工場のトラッシュ除去施設等の整備については、国の強い農業づくり交付金で事業対象となっていることから、地元の合意形成を踏まえながら、検討してまいります。7. 宮古地域の土壌病害虫対策については、平成18年度から「さとうきび土壌害虫防除確立推進事業」等で導入した可動式誘殺灯によりアオドウガネの防除を行い、一定の成果を得ており、平成23年度も継続実施する計画であります。また、ハリガネムシやケブカアカチャコガネについては、平成22年度から沖縄県消費・安全対策交付金等を活用してフェロモントラップを設置し、交信攪乱による防除法の実証実験を実施しており、平成23年度も同試験を継続して、防除の実用化に取り組んでまいります。8. 農畜水産物の輸送コストについては、農畜水産物の振興を図る上で重要なことから、新たな沖縄振興に向けた制度提言の中で、輸送コストを鹿児島県並みに軽減する「農林水産物流通不利性解消制度」の創設を国に対して要望しているところであります。10. 離島における農業振興を図るためには、農業生産基盤整備事業を推進することが重要であることから、高率補助を含め事業の継続に取り組んでまいります。11. 老朽化が進行している、貯水地・用排水路等の土地改良施設については、地域農業水利施設ストックマネジメント事業等により、施設の機能診断による保全計画を策定し、計画的に保全対策工事を実施してまいります。12. 含みつ糖対策については、含みつ糖地域のさとうきび生産農家及び含みつ糖企業の経営安定化を図る観点から、町村、黒砂糖工業会、JAと連携しながら、分みつ糖地域と同等な制度が適用できるよう、国に対して要請を行ってきたところであります。さらに、新たな沖縄振興に向けた制度提言の中で同様な要望をしているところであります。

続きまして、陳情処理概要書の31ページをお開きください。

陳情第76号、陳情区分新規、件名、東日本大震災による花卉販売被害に関する

る陳情、陳情者沖縄県町村会長城間俊安であります。

要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

経過・処理方針等については、第72号と同様であります。

続きまして、陳情処理概要書の33ページをお開きください。

陳情第77号、陳情区分新規、件名東日本大震災による花卉販売被害に関する陳情、陳情者北部市町村会長儀武剛であります。

要旨につきましては、省略いたします。

経過・処理方針については、第72号と同様であります。

続きまして、陳情処理概要書の34ページをお開きください。

陳情第78号、陳情区分新規、件名八重山郡建設産業の振興発展に関する陳情について、陳情者社団法人沖縄県建設業協会八重山支部支部長黒嶋克史であります。

要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

1. 現在、国において、国営かんがい排水事業石垣島地区の採択に向け、地区調査を実施しているところであります。県としては、地区調査等を踏まえて土地改良事業の導入について検討してまいります。農業用ダムの水利権は国が所有しており、上水等への転用については、国と石垣市が調整を進めております。2. 石垣漁港区域内となる新川川河口での沈砂池の整備については、地元の要望を踏まえて、関係機関と調整してまいります。また、レジャーボート係留施設の整備については、地元の要望を踏まえて、石垣港の管理者である石垣市や関係機関と調整してまいります。3. 技術者の配置については、八重山地域では5000万円未満の工事においても、現場代理人と主任技術者を配置するよう求めておりましたが、平成23年度からは、現場代理人と主任技術者を同一人で兼ねることができるよう緩和しております。

以上が、陳情処理概要の説明でございます。

よろしく御審査のほどお願いいたします。

○玉城ノブ子委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うよ

うお願いいたします。

質疑はありませんか。

玉城満委員。

○玉城満委員 資料30ページの陳情第73号の2の農林水産物流通不利性解消制度についてお聞きします。これは離島は全部不利があるということで今回の振興策で沖縄県から鹿児島県までのユニバーサルサービスのことは物流として国に要求していますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 これは商工労働部でも要求していますし、特に農林水産部では農林水産物を宮古地域、八重山地域から出しても、あるいは沖縄本島から出しても鹿児島県並みの運賃になるように制度を創設してほしいと要請しています。

○玉城満委員 これは空も海も両方ですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 そういうことでございます。

○玉城満委員 例えば、北部地域でできたものを那覇市へ持っていき、那覇市から出すというパターンだと思います。これは離島と同じくらいのリスクがあると思いますがどうでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 確かに北部地域からだとトラック輸送で一定の集荷場に集めて空港や港から出しています。そういう意味ではこの間のトラック輸送のコストがかかっていると思います。

○玉城満委員 今、国に要求しているのは空路、海路だと思います。物流空港などが那覇市に一極集中していますが、北部は農業の産地であり陸送についても多少は補助対象でないといけないと思いますが、その辺の見解はいかがでしょう。

○比嘉俊昭農林水産部長 ある農業団体でしたが、物流の一元化をやっていると思います。一元化の中で是正するようなことが検討できないのかと考えています。

○玉城満委員 物流は農産物以外でも県産品で一番抱えている問題だと思います。これはぜひ農林水産部だけで要求するのではなく、全体で要求し物流特区のようなことができるように、細かい配慮をしていただきたいと思います。これは離島からの陳情です。北部地域にも離島があります。そのようないろいろな部分があると思います。北部地域に離島があるのだけど、離島ではない北部地域のさらに遠くから持ってこないといけないというデメリットがあるので、その辺の配慮をしていただきたいと思います。

○比嘉俊昭農林水産部長 委員がおっしゃいますように、農林水産部以外にも加工食品等もありますので、商工労働部とも話し合いをして県一丸として、物流コスト低減ができないかと要請しているところでございます。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
当銘勝雄委員。

○当銘勝雄委員 陳情第72号についてお聞きします。東日本大震災の影響で菊の下落に対する陳情の中で、一つの農家の経営安定対策といいますが、台風等の被害の影響でもなく市場に持っていっても引き合わないという措置ですが、これは一連の農家の作物の保証制度に係る問題だと思います。価格安定制度については他府県の実施状況、市町村の要望を踏まえて検討していきますとの陳情処理方針ですが、調査は進めていますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 価格安定制度については何件かあるようです。価格安定制度については、物を出して価格が低落した際に一部補てんするという形です。また今回の沖縄の菊の場合は出荷ができなかったということがあるので、この価格安定制度とは少し違うのかなと思います。そういう意味では、総合的に検討する必要があるのではないかと思います。

○当銘勝雄委員 一般的な価格安定対策は下落したときですが、今回の場合は非常にまれなケースです。市場に持って行ってもどうにもならないというのは、基本的には農家の経営安定という視点から取り組みべきだと思いますので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。次に陳情第78号についてお聞きします。農業用ダムの水利権を上水への利用ができるようにとあるが、もう少し説明をお願いします。

○比嘉俊昭農林水産部長 陳情処理方針にも少しありますが、今石垣市に県が管理しているダムがあります。水利権は国にあります。そうしますと水を農業以外の飲料水に使う場合には国との調整が必要です。その際には農業用水の料金はどうするかという課題があるようですが、しっかり使えるように国と石垣市が調整をしているようです。

○当銘勝雄委員 農業用ダムとしてつくられたものなので、農業用水として利用状況は上水にも使った場合には足りるのでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 石垣市内には5つのダムがあります。それを総合的に貯水量を検討している中で、上水としても使えるだろうと検討しているようです。

○当銘勝雄委員 次に陳情第73号の2についてお聞きします。久米島の農業用廃プラスチック処理ですが、農業用廃プラスチックは県一円でやっていますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 県の協議会をつくって全体でコーディネートします。しかし実際には地区ごとに協議会を立ち上げて、それぞれで対応している。特に久米島でしたら、負担の問題があります。処理する場合の負担については協議会で話し合いをして、農家の負担が少なくなるような形で処理してほしいということ。また南部地区については農業用廃プラスチックを糸満市に持って行き油脂粘土にする処理方法があります。それが無い地域は、処理施設で処理しているところもあります。そういう意味では、油化還元ができないところは処理場に持って行っているという状況でございます。

○当銘勝雄委員 たしか1廃プラスチック500トンないと処理施設はできないということだったと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 資料の手持ちがありませんが、平成19年度には200トンのうち154トンは原料用として、あとは油脂化したというように聞いています。南部地区を対象に今の農業用廃プラスチック施設をつくりました。

○当銘勝雄委員 要するに今は、県一円で1カ所ですか。それともほかにもありますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 今、農業用廃プラスチック処理については南部地区が油脂化した燃料でやっています。それから久米島は沖縄本島に運んで処理しています。浦添市の場合は一般廃棄物と一緒に処理をしているということでした。南部地域は一定でまとまっていますが、ほかの地域についてはそれぞれで処理しています。

○当銘勝雄委員 そうしますと陳情処理方針にあるように、久米島については取り組んでまいりますとありますが、可能だということですね。

○比嘉俊昭農林水産部長 地元が農業用廃プラスチック専用にするのか、一般廃棄物にするのかどうかの検討が必要だと思います。しかし、いずれにせよ要望があるのならば、運営費との問題もあるので単一では厳しいと思います。また、今環境生活部とも話し合いをしてトータルで検討する必要があると思います。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
辻野ヒロ子委員。

○辻野ヒロ子委員 陳情第198号と、第123号の伊江島における黒糖問題についてお聞きします。今、伊江島の黒糖工場の進捗状況について教えてください。

○島尻勝広糖業農産課長 伊江島の新しい工場については、10月ごろ完成予定です。平成23年度から創業する予定と聞いています。

○辻野ヒロ子委員 規模はどれくらいですか。

○島尻勝広糖業農産課長 日量50トン、100日創業して5000トンです。

○辻野ヒロ子委員 総事業費は幾らでしょうか。

○島尻勝広糖業農産課長 今現在、事業費としては、12億6000万円を予定しています。

○辻野ヒロ子委員 この件は県の含蜜糖工場のほうから厳しい反対運動もあって、やっと工場ができていますのでほかの工場も存続できるようなフォローが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 実は今、沖縄県の含蜜糖の協議会をつくっています。そこでは市町村長、製糖工場、JA、県も入って含蜜糖の対策をする協議会をつくっています。今回、伊江島も入っていただいてトータルとしてしっかり黒糖の振興をしていこうという話し合いをしています。

○辻野ヒロ子委員 含蜜糖振興対策に対する陳情が3件、陳情第15号、第19号、第36号とあります。小浜島の製糖工場の進捗状況を教えてください。

○島尻勝広糖業農産課長 平成22年度の補正予算で、15億円の事業費で進めています。年度内に竣工させていただいておりまして、平成23年度からの創業ということで地元の方と調整しています。関係者で進捗状況を確認できる検討チームも去る6月にもやりました。

○辻野ヒロ子委員 平成23年度から供用開始ということですね。小浜製糖工場はこの今の場所で工場をつくりかえますか。

○島尻勝広糖業農産課長 役場の協力のもと、地元の方とも調整しながら二、三カ所の候補地の中で貝塚が出てきたので、その辺について調整させていただき、製糖工場の手前のほうで確定しています。町単独事業で進めています。

○辻野ヒロ子委員 ぜひ予定どおりに工場も進めていただきたいと思います。先日の経済労働委員会での小浜製糖工場視察のときに、在庫がたくさんあったので心配しております。この含蜜糖の在庫についてどれくらいあるのか教えてくださいませんか。

○比嘉俊昭農林水産部長 去る平成21年度については、いろいろな用途で活用して在庫がありません。今回の平成22年度につくった在庫については販売対策等をしています。6月末現在では約440トンです。

○辻野ヒロ子委員 今440トンの在庫があるということで理解してよいですか。これは工場別で資料がありますか。在庫が気になるので、今年度も在庫を残したまま12月から創業に入ることがないように販売等の支援等はどのように考えていますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 我々としては次の創業までには販売が終了するのではないかと考えています。平成23年度の黒糖販売については、伊平屋プロジェクトといいまして各メーカーと連携していろいろな商品づくりをしています。また、大手ユーザーにしっかりと黒糖をアピールして活用してほしいということがあります。JAS法の改正でしっかり定義をしていただきました。また、それから黒糖を使う場合には黒砂糖が入っているということが前提ですので販売拡大には展開がしやすくなっていると思います。黒糖の商品開発、販売開発をしていきたいと思っています。

○辻野ヒロ子委員 今回、東日本大震災の被災地に行ったときに竹富町長と与那国町長と一緒にでした。その際に与那国長町から黒糖を1000袋いただいて、被災地に届けました。そのように被災地への救援物資とともにPRもできるのかなと思いました。そのように在庫が残らないように、販路拡大も検討していただきたいと思っています。次に陳情第78号についてお聞きします。新川川の赤土対策について陳情処理方針がありますが、きのうの一般質問では文化観光スポーツ部が答えました。実際は地元では沈砂地をつくろうという話があります。その中で、農林水産部だけでは厳しいと思いますので、土木建築部、環境生活部とも連携をしていただいて、地元の要望を踏まえて取り組んでいただきたいと思いますが、農林水産部長の考えをお聞かせください。

○比嘉俊昭農林水産部長 農林水産部としては、まずは沈砂地をしっかりとつくっていくことを考えています。一方、新川川の河口口については土木建築部の管轄です。まずは流さない、流した後はどうするかということになると思います。沈砂地をつくるのは石垣市との関係も出てきますし、土木建築部との関係も出てきます。それについてはそれぞれの役割分担の中で対応をどうしていくか検討していく必要があると思います。

○辻野ヒロ子委員 雨が降るたびに、新川川が赤く濁って大変です。随分前から八重山地域ではこの問題があります。今、社団法人沖縄県建設業協会から陳情が出ていますので農林水産部長がおっしゃったように横の連携をしっかりとやっていただきたいと思っています。

○比嘉俊昭農林水産部長 これについては、漁協も市も、土木建築部もかかわってきますのでその中で話をしながら進めていく必要があると思います。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
渡久地修委員。

○渡久地修委員 含蜜糖、黒糖について陳情がたくさんあります。今、世界の砂糖の取引状況が値上がりしていると聞いてますが、この現状を教えてください。

○比嘉俊昭農林水産部長 ここ二、三年は特に白い砂糖を中心に砂糖相場が上がっています。そのため農家手取りもふえており、相場自体は上がっています。

○渡久地修委員 一時的なものでしょうか。沖縄県のさとうきび産業にとって大きな影響があると思います。今後どのような見通しでどのような対応をしていきますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 これは世界の状況ですので、非常に難しい話です。ただ今の状況を見ていると、中国の富裕層、人口の増加等から需用がふえるのではないかと考えています。

○渡久地修委員 自然エネルギー、バイオへの転換もあると思いますので、これからそういったことを見据えて沖縄県のさとうきび農家へ広げていくのか。そして含蜜糖の工場もそれに対応していくのかと今後問われてくると思いますが、その辺はどのようにお考えですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 これから沖縄県の農林水産業を進めるためには青果以外に加工が重要だと思います。そういう意味では、さとうきびについては砂糖づくりを初め、バイオ燃料もあります。総合利用という観点から商品開発をしていく。黒糖、白い砂糖、それ以外の商品開発もしながら総合的に生産振興を図っていく必要があると考えています。

○渡久地修委員 離島の含蜜糖については先日、小浜島の視察に行った際に、小浜島でも分蜜糖はできないのか尋ねましたら、技術的にはできるけどお金がかかるからできないとお話がありました。今の世界的状況の中でそういう問題も次期振興計画も含めて県が積極的に取り組まないといけないと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 次期振興計画の中で加工については、加工拠点、物流拠点をつくる必要があるのではないかと考えています。例えば、さとうきびでしたら今は白糖にするとき出てくる糖蜜をバイオ燃料にしていますが、今後ある地域にまとめることで違う使い方ができるのではないかとということで、そういった拠点づくりも必要なのではないかと考えています。黒糖地域については、商品開発が中心になると思います。そのときに多良間村では、黒糖の製品ではなくてさとうきびそのものを黒糖向けのへ品種改良、または有機質を使った違う形の原料を出すことも必要ではないかということで、生産から加工に至るまでの過程の価値を高める部分が出てくるとと思います。また、白い砂糖についてはそれ以外にバイオ燃料、糖蜜をどうしていくかを考える必要があると思います。

○渡久地修委員 沖縄県の農業は、さとうきびもパイナップルも復帰後に基盤整備をしながらも、自由化で急速にしぼんでいったりと世界の市場状況に大きく影響を受けています。現実的に世界の市場との関係もあるので、そこもよく見据えて、今後、沖縄県のさとうきび等農業はどうあるべきか長期的視点も含めて取り組んでください。また陳情第76号、第77号についてお聞きします。台風との関係で菊栽培について6月3日に政府要請にも行きました。先日、皆さんにも菊栽培と葉たばこの雇用調整助成金の件で要請をしました。菊農家、葉たばこ農家それぞれ何名か対象がいるが、農家の方はこのような制度あることを知らなかったということで、説明をしっかりとしてほしいと言いましたがその後の進捗状況について教えてください。

○比嘉俊昭農林水産部長 説明会を持ちました。内容が個々によって違います。今、国の雇用関係担当機関とも調整した上で個別にやっっていこうということで進めています。

○渡久地修委員 この前、経済労働委員会で視察をして何項目か申し入れをしましたので実現を頑張ってくださいたいです。農家の方がおっしゃっていましたが、ビニールハウスの横のパイプが3本では不足だから自費で4本プラスして7本にしたということでした。また、助成の割合を広げていくことも含めて検討してください。

○比嘉俊昭農林水産部長 特に今帰仁村で四、五年前から台風被害がかなりありまして出荷ができない状況がありました。そのときに農業研究センターと相

談の上、補強するとかなりの効果があるということで導入した経緯があります。そういう意味では農家とも相談しながら試験、研究も含めて対応したいと思います。

○渡久地修委員 次に陳情第19号についてお聞きします。この問題はこれまでも林道、皆伐の問題、皆伐の中止をお願いしていましたが、ことしの正月明けに視察に行って申し入れもしました。しかし、まだ皆伐しているようです。6月に入っても辺土区の53林班でも皆伐が行われているようですが、実際どこで皆伐していますか。

○謝名堂聡森林緑地課長 国頭地域の伐採については、国頭地域の宜名真の吉葉山の4.3ヘクタール、辺野喜の村有林の一部です。

○渡久地修委員 何ヘクタールですか。

○謝名堂聡森林緑地課長 昨年、宜名真と同じ時期に伐採された場所ですか。手元に資料がないのでお答えできません。後ほど確認いたします。

○渡久地修委員 確認します。辺土区の国頭村有林53林班はことしに入っては伐採はされてないのですか。

○謝名堂聡森林緑地課長 今年度の伐採については、我々のほうで情報は把握しておりません。基本的に6月の伐採については営巣期間中ですので、まだ実際には伐採はスタートしていないかと思います。

○渡久地修委員 今年度、4月からの話ですか。私は1月6日に見に行って、それについては申し入れしましたよね。この写真は6月21日撮影のものでから調査してください。国頭地域で行われている分について、皆さんが把握しているのは何ヘクタールですか。

○謝名堂聡森林緑地課長 昨年度の宜名真の4.3ヘクタールについては把握しています。

○渡久地修委員 皆伐については早く脱却してもらいたいです。今回の6月議

会の本会議ではそれにかわる雇用は幾らでもつくれるのではないかと質疑しました。まず、皆伐はやめてエゴノキで琉球漆器をつくって学校給食やホテルに需用を広げること、それからマンガースの捕獲や密猟の取り締まりを地元にさせて自然保護と雇用が結びつくこと、遊休農地の活用について提案しました。遊休農地は、国頭村、東村、大宜味村の3村で幾らありますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 平成22年度で国頭村は51ヘクタール、大宜味村96ヘクタール、東村で43ヘクタールです。

○渡久地修委員 遊休農地耕作放棄地の植林可能な部分もあるかと思いますが、植林は可能ですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 平坦な場所に、早生樹種であれば何とか植林ができないかと検討中です。

○渡久地修委員 それは制度的に可能ですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 まず1つは地元の意向があります。それから手続があります。そういった意味では、農業委員会などで手続を踏まえる必要があります。

○渡久地修委員 国頭村で51ヘクタールあって、国頭村での天然林伐採が4.5ヘクタール。こういった遊休農地を活用していけば、もっと県民から支持されていくと思います。安波の遊休農地に飛行場をつくろうとしています。そうではなくて植林をして活用していくべきだと思います。その辺の検討をしてみてください。

○比嘉俊昭農林水産部長 択伐、皆伐についても考えていく必要がありますが、雇用の視点から考えますと耕作地の活用等あります。そのように総合的に考えていきたいと思っています。

○渡久地修委員 私たちはこれ以上皆伐はいらないと主張しています。最初から地元の雇用については、それにかわる雇用はどうしていくのかを提起しています。沖縄県の北部地域の雇用を生み出す点で、非常に有望なものがあると思います。先日、ヤンバルのハンノキの現場視察をしてきました。ハンノキエキ

スをつくっている方とお会いしてきました。実は前回の経済労働委員会で視察していたようです。ハンノキから抽出してエキスをとっていて、特許も取っているようでした。これには消臭効果があり、豚舎におがくずをひくと消臭効果もあり、病気の予防、肉質もよくなる効果もある。また、畑に混ぜると連作障害がなくなるということで有望だということでした。ヤンバルにはこういったものがたくさんあると思います。ハンノキは名護市と共同してやろうとしているようです。さとうきびくらいの幹を刈り取って、エキスをとるそうです。畑に植えてハーベスターで刈り取ってエキスをとる。1年放っておくとまた生えてきて、さとうきびよりも手間がかからないそうです。そこで、もっと広げていきたいとお話でした。しかし、遊休農地には植えられないというようなことが弊害になっているようです。北部にはオオバギ、ハゼの木などもっと研究、開発していけば皆伐をしなくても、天然林を保護しながら雇用を広げていくことは可能だと思いますが、その辺はどう考えていますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 ヤンバルについては、木材利用で重要ですしその他にも機能性の高いものがあると聞いています。総合的に対応していきたいと思っています。機能性が高いものについては研究を進めていく体制が必要だと考えています。

○渡久地修委員 ハンノキのエキスをされている方は特許を取っていますが、この特許を本土の大手の企業が欲しいと来るそうですが、沖縄県のために使いたいということで断っているようです。何とか県と一緒にやってくれたらという思いがあるようです。県が沖縄県でつくられた特許について県が一体となって支援できる体制はつくれませんか。

○比嘉俊昭農林水産部長 そのようなものについては、農商工連携のような事業がありますので、その辺の対応も含めて検討していきます。

○渡久地修委員 いずれにしても沖縄県のヤンバルの森は非常に貴重な自然であると同時に、有用なものがたくさんあるので商工労働部とも連携してやっていただきたいと思っています。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 農業用廃プラスチック処理の問題でお聞きします。これは全県的に大きな課題ですが、なかなか産業廃棄物処理法等々で融通がきかずに地域のお荷物になっています。まずは農業用廃プラスチック処理で財政的な負担がどれだけかかっているのかという調査はされていますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 平成19年度の農業用廃プラスチックの量ですが、大体1440トン程度ありました。負担がどの程度あるのか数字がわかりません。久米島を例にしますと、16トンの農業用廃プラスチック処理で100万円かかっております。

○座喜味一幸委員 これはこれから、防災型だとか農業が収益金の高い農業に変わろうとするとますますふえてくると思います。そういう意味では財政の負担と、処理方法をしっかりしないといけないと思います。離島の物を集めて、船を補助して運んである地域で処分していると思います。この問題はこれ以上地域では受け入れられないという事態もあるともいます。原則としては地域で農業用廃プラスチックを処理しますが、これらが産業廃棄物の分類になっているので、離島では産業廃棄物の処理場は小規模であるのに一般焼却炉での処理ができないことが大きな問題になっています。これを何とかしないとこの問題は解決されない。また農家の負担も大きい。農業用廃プラスチックを一般焼却炉で処理することについて議論したことはありますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 県内では浦添市が一般廃棄物として処理していると聞いております。

○座喜味一幸委員 事例があります。本土でも複合型になっています。1つは、離島における一般焼却炉の中に産業廃棄物か一般ゴミか区別がつかないゴミが多い。農業用廃プラスチックについては産業廃棄物と明確に区分されているので燃やしていけないということがあります。例えば、今度新しく焼却炉をつくる宮古島市ですが、一般ゴミ焼却炉と産業用の焼却炉のアロケーション割り当てをなささいといっていますが、県がなかなか承諾してくれない動きがありますが、相談に来たことはありますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 具体的な話は聞いていません。今、環境生活部の部長と農業用廃プラスチックだけだとコストがかかるので維持費がもたないので総合的に検討できないかということで相談をしています。

○座喜味一幸委員 結局離島の一般ゴミを集めることは、生ゴミとの分別がしっかりされていないので、雨が降ったときや湿気が高いときにはカロリーがダウンするので相当の油を燃やしています。本土では農業用廃プラスチックの処理については、採算が合うくらい固形燃料としての技術が確立しています。そのような技術と組み合わせをすることで、一般ゴミの焼却の電気代、燃料代が安くなると思います。これに関して本気で議論をしていただきたいと思いますがいかかでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 恐らく農業振興をしていく中で、ビニールハウスなどがふえてきますので、その場合は農業用廃プラスチックが過重負担になると思いますので、トータルとしてコスト低減できる仕組みを他部局と連携しながら検討する必要があるのではないかと考えています。

○座喜味一幸委員 農家である程度マンゴー、葉たばこをつくったりというのは一、二町歩単位であるので、農家負担30万円、市からの補助30万円という極めて高額なお金がかかっている、非常に不都合な状態なので離島版のゴミの処理の仕方について考えていくべきだと思います。今の法律から言いますと、さとうきびの殻を燃やすにも全部野焼きして炭をとるのも、法律違反になる。この辺から丁寧に積み上げていかないと、財政負担ばかりがかかって農業のコストが高くなると思います。ですから、いい方向に結論が出るように取り組んでいただきたいと思います。今度、宮古島市でゴミ焼却炉の計画があります。その中でも一般ゴミと農業用ハイビニール、肥料袋など地域で処分できるようにすれば極めて農家の財政負担が軽減されると思いますので、しっかりと御指導いただきたいと思います。

○比嘉俊昭農林水産部長 廃棄物については大変重要な課題ですので、しっかりと関係部局とも連携しながら取り組んでいきたいと思っています。

○座喜味一幸委員 流通コストの件についてお聞きします。今度も宮古島を含めて石垣島の航空輸送によるパイン、マンゴーの積み残しがありました。農林水産部と企画部交通政策課、あるいは民間の流通会社との連携はどのようにされていますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 宮古島市を例にしますと、流通対策協議会をつくっ

て航空会社、船会社、地元の方と話し合いをしています。ただ、機材との関係でどうしても航空輸送ができない状況があるので、船舶輸送と平行して進めていきたいと考えています。しかし、航空輸送のほうが輸送が迅速にできるので企画部交通政策課、航空会社と調整の上、輸送手段をふやしてほしいという要望をしております。

○座喜味一幸委員 県は海も空の物流も金をつぎ込んでいるけれども、目に見える軽減化が見えない。例えば、人であれば離島割引15パーセントなどがあるが物流に関しては見えない。今回、振興計画の流通コストの低減を掲げていますが、何をどうすれば大幅な低減になりますか。また、議論の進捗状況はどうでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 仮に本土から東京まで出す場合と、八重山地域から出す場合でも運賃コストを鹿児島県並みにしたいということで要求しています。つまり、沖縄本島から出す物についてはすべて同じ値段だということで国に要請しています。

○座喜味一幸委員 離島から那覇に行く貨物費と、那覇から東京まで行く貨物費は離島からのほうが高い。これは非常に不可解な流通の体制だと思います。そもそも離島物流にはたくさん問題があると思いますので、これを整理して今度の振興計画では抜本的な制度をつくっていただきたいと思います。

○比嘉俊昭農林水産部長 農林水産業を振興するためには、やはり輸送コストは他府県と勝負する場合は重要な課題になると思います。沖縄本島、離島のどちらからの出荷であっても鹿児島県と同じ運賃でスタートできるようにとしっかり要求していきたいと思います。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 26ページの陳情第72号の菊の価格対策についてお聞きします。これは糸満市町村会、北部市町村会から陳情があります。対策費については臨時の県議会により手当てしました。対策後、市町村会等の要望にはこたえられていませんか。

○比嘉俊昭農林水産部長 5月の臨時議会で利子補給、一部農薬等の負担などの予算を措置していただきましたので、これについては持ち分、利子補給も含めて2分の1は市町村に負担していただき、農家の負担を軽減することを考えています。それについては、それぞれの市町村で補正を組むと聞いています。

○仲宗根悟委員 市町村、県の対応において生産者の皆さんの要望が100パーセントかなえられたとは思っていません。生産者の方々はこれらの手当てについてどのような反応をしていますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 農業団体等からのお話では、利子補給、資材の補てんをしてもらったことで、次の再生産に向けてよかったのではないかとということでした。

○仲宗根悟委員 生産者としてはある一定程度陳情内容に関して、評価をしていると理解してよいでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 生産者の代表である農業団体から、5月に臨時議会を開いてもらったという点ではよかったのではないかと聞いています。

○仲宗根悟委員 24ページの陳情第54号の美ら海協力金についてお聞きします。陳情者は盛んにホームページで、表示を削除して、適正な表示に変更してほしいと訴えています。それに対して幾つかホームページを変えている経緯もありますし、6月10日にもホームページを新たに作成し、各会員にリンク更新を指導していると陳情処理方針にもあります。その後に陳情者と県とのやりとりなどで、陳情者は納得していますか。

○島田和彦水産課長 直接、陳情者とお会いしていません。実質的に質問されている方とも前回の経済労働委員会の後にもコンタクトはとっていません。

○仲宗根悟委員 この問題が出てきてから、幾つか陳情が出されています。この陳情処理方針を見ていると、陳情者の主張もある程度改善されていて、ダイビング業者の方の協力もあって適正な方向になっているように思います。しかし、おっしゃるように陳情者との意思疎通を図るべきだと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○島田和彦水産課長 陳情者とコンタクトをとろうとしていますが、相手になかなか応じてもらえない状況があります。実質質問されている方と何度かお話ししていますが、考え方の違いからか基本的には地元のダイビング業者の方々はホームページに書いていることに違法性はないとしています。そこに県のほうで強く指導していくことがなかなかできない状況です。ただ、委員がおっしゃいますように徐々に改善している事実もあります。県としても今後そこを強く支援していきたいと思います。

○仲宗根悟委員 説明のとおりだと思います。ダイビングショップの方もかなり努力をされていて、改善していると思います。このまま努力を続けていただきたいと思います。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
中川京貴委員。

○中川京貴委員 26ページの陳情第72号についてお聞きします。経過処理方針の中で価格安定保障制度については検討してまいりますとあります。しかし、我々が要望しているのはそういうことではなくて、農家は緊急事態なので県としてどのような支援策をしていくのかということです。共済が高くて共済に入る人が少ない。沖縄県の農家が共済に入る額と、本土とでは2倍から2.5倍の差があると思いますが、これについて詳しい説明をお願いします。

○比嘉俊昭農林水産部長 沖縄県の農業共済は他府県と比較しまして台風襲来が2倍あります。被害を受けて補てんをもらうとなると、被害を受けると掛金が上がる形になります。そうしますと、掛金が本土より高くて、加入率も低いです。

○中川京貴委員 加入率についてもかなり少ないと思います。今回のような被害に遭った場合には1年間は収入がない状態になる。共済に入るために、県がその差額を支援するようなことはありませんか。

○比嘉俊昭農林水産部長 施設園芸については一部支援しています。それでも不十分な状況です。今、国は50パーセントの負担をしています。それを70から80パーセントに負担率を上げてもらうことで、本土並みの掛金率になるので今回、沖縄型共済制度ということで要望しております。

○中川京貴委員 沖縄県単独の基金の創設は考えていませんか。

○比嘉俊昭農林水産部長 これについては、まずは共済掛金を国に要望していく中で対応してもらうことがあります。また、基金については他府県の状況を見て、どのような対応がいいのか考えていきたいと思えます。また基金を創設する場合には、生産者、市町村、県などの経済的負担もあるので地元との調整も必要になると思えます。その前に、基本的には今の農業共済制度についてはやはり地域の自然状況として本土に比べて台風が多いので、国のほうで緩和してほしいということが一番の要望です。

○中川京貴委員 28ページの陳情第73号の2の離島過疎地域に対する要望についてお聞きします。仲井眞知事も離島振興なくして経済発展はないと答弁していました。離島振興も菊農家支援も含め経過処理方針に国に要望していますとあります。国に要望だけでよいでしょうか、県独自の知恵はありませんか。

○比嘉俊昭農林水産部長 考え方としては、基盤整備をする場合も国、県、市町村の予算が必要です。今の基金事業を創設するにも場合によっては国、県、市町村、生産者の負担になると思えます。そうするとまずは国から共済制度の支援をしてもらうことで、掛金が下がると加入率が上がると思えます。ですから、まずは国から支援してもらえるように予算を引き出すことが重要だと思えます。

○中川京貴委員 しかし、沖縄県の農家が共済に加入しなければその支援は受けられない。その差額を県が補てんできる制度はつくれませんか。

○比嘉俊昭農林水産部長 共済制度はまず国の共済制度があるので、これに乗っかる形が出口としては農家が支援を受けるということでは一緒です。今の状態では国の負担が足りないので、もっと上げてほしいと要求しています。本土並みの掛金にするならば、現在の5割程度の補てんではなく8割くらいの補てんにしてほしいと要求しています。

○中川京貴委員 沖縄県の農家の方は共済が高いから入れない。それを本土並みの掛金にしてほしい。共済のシステムとしては、沖縄では台風があつて負担が大きいため掛金が高いことは十分理解しています。ただ、県としてはどのよ

うな支援ができますか。例えば、差額を県が補てんできるのかなど。

○比嘉俊昭農林水産部長 一部園芸施設はやっていますが、財源が足りないのです。これから農業振興となると財政的に県だけでは難しいです。やはり国からも支援をいただいて、そこにオンする形はとれると思います。まずは国からしっかり支援してもらおうということで沖縄型ということで要望しています。

○中川京貴委員 30ページを見てください。農林水産物流通不利性解消制度の創設を国に要望していきますとあります。今、県が要望している一括交付金が実施されるとこういった農家、畜産業に対する支援はすべてできると理解してよいでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 一括交付金になれば何に重点的に充てるかということになると思いますので、農林水産部としては一番大きいのは輸送コストの問題があり、それから安定生産の裏づけのための共済制度構築などを重点的にやってほしい、こうしたことが確保できる仕組みについて、県全体で調整していきたいと思います。

○中川京貴委員 県もいろいろな知恵を出して一括交付金の理論武装をしていると思います。この陳情処理方針にあるように実施していただきたいと要望します。次に34ページの陳情第78号についてお聞きします。現在の国営ダムの水利権を石垣市に移してほしいということです。陳情処理方針では農業用ダムの水利権は国が所有しており、上水転用については国と石垣市が調整を進めているとあるが、県はどうするのですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 水の利用について、石垣市が農業用水以外に使うということですので、ダム自体は農業用水としてつくった経緯があります。まずは農業用に使う水が確保できるかの調整が必要で、その上で農業以外にも活用できる量が確保できるのであれば、石垣市、県、国で調整をしていこうと考えています。ただ、水利権については価格の負担について国から話があると思います。価格の問題、水の確保の問題については地域振興という視点から県も一緒に調整をしていきたいと思います。

○中川京貴委員 恐らく農林水産部長が全部把握していると思いますが、これは土地改良事業の農業用水ということで目的外使用になるので、活用ができな

い。ですから、石垣市としてはこれを使い勝手のいいようなものにしてほしいということだと思います。やはり県としては石垣市のためにも推進してほしいと思います。ただ問題は裏負担の問題です。それでトラブルになった場合に県に負担が来るのではないかという心配はありますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 水の利用の話ですので、恐らく石垣市が幾らでという話になると思います。どのくらいの取引がいいのか調整しています。ただ、農業用水は確保してその上で活用ということは考えています。県としては農業用水が確保できている前提の中で水利権の活用ができないかとお願いしています。

○中川京貴委員 基礎・基本は農業用水ですが、それ以上に水の使い方が考えられるので陳情が出ていると思います。そういう意味では、工業用水、飲み水に使えるように整備をしてほしいと思います。沖縄県、日本本土でも初めてだと思います。それをすることで、ほかの離島でも用途変更することでどんどん活用ができると思います。県は推進するべきだと思います。

○比嘉俊昭農林水産部長 地元の要望を踏まえて、農業の視点も入れながら総合的に検討したいと思います。

○中川京貴委員 今、現時点で網がかかっていますので使い勝手がいいようにしてください。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
具志孝助委員。

○具志孝助委員 今の内閣は平成の改革ということでT P Pをやると言っていました。しかし、管内閣が先行き不安定なので農業団体もこのような大きい課題に取り組まないだろうと安堵していると思います。日本の趨勢としては特にエネルギー問題が原発エネルギーが期待できないとなると、産業界もペースダウンになる。そうなる別形で国際競争力を発揮していく中では、T P P問題はなおさら産業界からの圧力がかかってくる状況だと思います。この問題についてどのように受けとめていますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 農林水産業については、関税が撤廃されたら直接的

な農業総生産額も落ちるし、関連の産業についても厳しいということです。一方、沖縄についても同じように農業生産額、関連産業も落ちると思います。それに伴う雇用も厳しくなると思います。市町村は決議の中ですべて反対と表明していますし、農業団体も厳しいとしています。県としても、反対ということで要請をしています。国は6月の交渉については先送りと聞いています。しっかり情報を収集して適宜対応ができるようにしたいと思います。

○具志孝助委員 私は沖縄県の農林水産業にとっては死活的な課題だと思います。国全体としては、やむを得ないのかなという雰囲気だと思います。ただ反対ではなく、もし避けられない場合はどうするのかという議論の準備が必要だと思います。

○比嘉俊昭農林水産部長 まずは反対という姿勢が大事だと思います。基本的には反対ということが今はいいのかと思います。

○具志孝助委員 いわゆる当事者としてはそういったことを重々に考えておかないといけないと思います。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
前島明男委員。

○前島明男委員 県内の総生産に占める農林水産業、畜産業の割合について教えてください。

○比嘉俊昭農林水産部長 平成19年度は、県内の総生産に占める第2次産業の割合は約2パーセントです。

○前島明男委員 食糧の自給率はわかりますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 平成20年度の自給率でいいますと約40パーセントだと思います。

○前島明男委員 私が言いたいことは県の農林水産業がいかに重要かということです。かなり自給率も高いと思います。この処理方針のとおりに行っていくためには、財政が重要です。毎年の予算要求の何パーセントが確保されてい

るのか。平成22年度の例で、皆さんが要求した額の何割が確保できましたか。

○比嘉俊昭農林水産部長 農業生産基盤関係でいいますと、補正を入れると一般会計予算92パーセントです。平成21年度にやや近い額になりました。しかし平成23年度については国庫ベースで要求した結果、104パーセントを確保しました。平成21年度並みに持っていくとなるともっと必要だと思います。計画的な農業基盤整備をするとなると、やはり沖縄県は本土に比べて6割程度しか達成できていないので、農業基盤整備関係の予算については引き続き確保する必要があると思います。

○前島明男委員 経済労働委員会としてはしっかりとバックアップをしていきたいと思えます。予算の確保が重要ですので、予算の満額確保をしていただきますよう要望します。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、農林水産部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、説明員入れかえ)

午後0時2分 休憩

午後1時22分 再開

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

平田文化観光スポーツ部長は、本日が初めての委員会出席でありますので、自己紹介をお願いします。

休憩いたします。

(休憩中に、平田大一文化観光スポーツ部長が自己紹介を行う。)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

次に、文化観光スポーツ部関係の陳情平成20年第63号外11件の審査を行います。

ただいまの陳情について、文化観光スポーツ部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、文化観光スポーツ部の新設に伴い、文教厚生委員会、土木環境委員会、観光振興・新石垣空港建設促進特別委員会から本委員会へそれぞれ所管変更となった陳情も含め、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

平田大一文化観光スポーツ部長。

○平田大一文化観光スポーツ部長 きのうお配りしました、陳情に関する説明資料のページに項が1つ漏れていましたので、説明申し上げます。

陳情第38号の2離島地域の観光振興に関する陳情について御説明いたします。陳情者社団法人石垣市観光協会。陳情要旨について説明いたします。

1. 県観光予算の地域別配分がなされることがバランスのとれた県内観光産業の振興上最も公平な施策であり、一括交付等を用いた離島観光振興の予算配分とすること。処理方針は、1. 本県観光を持続的に発展させていくためには、特に豊かな自然に恵まれている離島地域において、自然環境の保全と和のとれた観光地づくりを進めていく必要があると認識しております。県においては、離島観光の推進を図るため、引き続き、修旅行の誘致強化や海外チャーター便の支援に努めてまいります。また、今年度は新たに、離島観光施設等の周遊を促進す「ディスカバー沖縄離島観光事業」を実施するほか、宮古・重山・久米島の各観光協会に対し観光プロモーション事業を託することとしており、離島観光の需要を喚起してまいります。なお、一括交付金については、県は国に対して使途の自由の拡大を求めており、関係部局と調整しながら対応してまいりたいと考えております。

これからは新規の陳情を説明いたします。

説明資料の19ページをお開きください。

陳情第62号沖縄県立郷土劇場建設に関する陳情について御説明いたします。陳情者北谷町議会議長。処理方針は、沖縄県立郷土劇場建設に関して、北谷町のほか南城市、与那原町及び八重瀬町から誘致要請があります。沖縄県では、県立郷土劇場にかわる新たな文化発信交流の拠点となる施設の整備について、今年度は、県民、観光客、県で活動する文化団体のニーズ把握や県内外の公立文化施設の実態調査などを行い、関係団体、専門家等で構成される検討委員会を設置し、基本的なコンセプト、運営計画等を含めた基本構想を取りまとめることとしております。なお、誘致要請のあった市、町については、今後意見を聞

く機会を設けていきたいと考えております。

説明資料の20ページをお開きください。陳情第73号の2平成23年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」にする陳情について御説明いたします。処理方針は、5. 離島地域においては、固有の自然環境はもとより、独特な伝統芸能等の貴重な歴史・文化資源など、優位性のある観光資源が多数存在しており、離島観光の振興は、沖縄観光全体の発展にとって重要であると考えております。県では、離島地域への観光誘客や受入体制の方策を検討することを目的に、今年度から宮古、八重山、久米島において、町村、広域圏組合、観光協会、観光事業者等が一堂に会して離島観光振興会議を開催しているところです。多良間村の宿泊施設や観光施設等の整備については、各地において民間企業や自治体等が主体となってその必要性、整備のあり方、採算性、関係法令等、さまざまな観点から総合的に検討し計画的に実施するものと認識しております。県としては、多良間村と連携を図り、地域の考え方や計画等を踏まえつつ、関係部等と連携し、諸手続の調整が円滑に進むよう支援していきたいと考えております。6. 県では、広く県民に芸術鑑賞の機会を提供し、もって県民文化の向上、発展に資するためのさまざまな施策を推進しております。沖縄県芸術文化祭では、平成6年度から離島地域における舞台公演を実施しております。演目は開催市町村の意向を踏まえて決定しており、平成21年度には石垣市及び粟国村でクラシックコンサートを、平成22年度は伊平屋村、石垣市及び与那国で重要無形文化財保持者等による伝統芸能公演を実施しております。また平成22年度は、舞台芸術による地域文化振興事業において、大宜味村で漫才公演を、伊江村でポップス公演を、それぞれ実施いたしました。さらに、県立芸術大学においては、芸術文化の専門的研究の研究成果を広く県民に還元し、開催地域の地域文化の活性に貢献することを目的として平成21年度から移動大学を離島地域等で開催しております。そこでは児童生徒、一般の方を対象に、陶芸教室や三線教室などの数々のワークショップ開催や、琉球舞踊などの舞台公演を行っております。平成23年度の予定としましては、沖縄県芸術文化祭及び舞台芸術による地域文化振興事業による舞台公演については現在市町村に開催希望の募集を行っているところです。県立芸術大学「移動大学」については、9月に北大東島・南大東島開催を予定しています。県といたしましては、このような各種の事業を通じて、離島地域における舞台公演を今後とも継続して開催していきたいと考えております。

以上が文化観光スポーツ部関係の陳情に係る処理方針であります。

御審査のほどをよろしくお願いいたします。

○玉城ノブ子委員長 文化観光スポーツ部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

玉城義和委員。

○玉城義和委員 社団法人石垣市観光協会から出ています財団法人沖縄観光コンベンションビューローの役割についてお聞きします。これだとOCVBは沖縄本島だけが対象になっているのではないかとおっしゃっています。まず基本的にOCVBと文化観光スポーツ部との役割分担をどのように位置づけているのか。また今度OCVBは副会長を5人にすると聞いてます。この5人の方々は旅行社やホテルなどいろいろな分野から沖縄の頑張っている方々から入れるということですので、その辺も含めて財団法人沖縄観光コンベンションビューローの位置づけについてどのように考えているのか教えていただけますか。

○嵩原安伸観光政策課長 まず財団法人沖縄観光コンベンションビューローの役割ですが、行政の補完機能としての役割があります。また県の観光振興の中核機関として観光業界の総括機関としての役割があります。具体的に言いますと、沖縄観光の総合的な窓口、観光業界との連携、観光客の誘致、受け入れ、各種コンベンションの推進、観光人材育成センター等の役割があります。

○玉城義和委員 現在の財団法人沖縄観光コンベンションビューローの仕事をみると、観光政策課長がおっしゃるようなことよりも、県が企画立案したものを財団法人沖縄観光コンベンションビューローに投げてやっているように感じます。また、役所は3年ごとに職員が変わるので専門家が育たない。財団法人沖縄観光コンベンションビューローはプロパーでいるので、最近では専門家、優秀な方もたくさんいますので、政策決定も含めて財団法人沖縄観光コンベンションビューローに権限を委譲していく必要があると思いますが、その辺はいかがですか。

○平田大一文化観光スポーツ部長 全くおっしゃるとおりだと思います。今回、

会長が若くなりましたし、副会長が3人正式に決まりました。またプラス3人の評議委員会のメンバーが決まりました。これまでの財団法人沖縄観光コンベンションビューローの体質で指摘されていた部分を主体的に動けるようにしていきたいという位置づけでの改革です。来年度、いよいよ法人の新しい形を考えなければいけないという中においては、財団法人沖縄観光コンベンションビューローも新しい体制でスタートを切っていくという方向です。委員の御指摘のとおり、今後は主体的に自主財源を取り出せるような組織にしていきたいと考えております。

○玉城義和委員 会長、副会長ともに業界からということですが、できるだけ余り自分の出身の業界の代表ではなくて、全体を見られるような副会長が誕生することを期待しております。ただ常務理事は県からの天下りといいますか、県からの派遣で、その辺が実質的には実権を握っているように感じます。財団法人沖縄観光コンベンションビューローがやる気の出るような主体性のあるものにする、また常務理事が県の意向を持ち込んでいくことがないようになりたいと思います。先ほど、観光政策課長がおっしゃっていたようなことをもう少し形にしていきたいと思います。ここに書いてあることが現実的であれば、沖縄本島だけを財団法人沖縄観光コンベンションビューローがカバーしているのであれば、宮古地域、八重山地域は我が観光にとっては宝ですのでそこまで広げることは当然であると思いますが、いかがでしょうか。

○嵩原安伸観光政策課長 この問題については先日、八重山地域、宮古島地域において空港における観光案内業務を県で支援ができないかという要望をいただきました。やはり一番に予算の問題があり、なかなか財団法人沖縄観光コンベンションビューローの空港案内所という形では困難であると考えています。しかし、何とかできないかと検討は進めていきたいと思っております。

○玉城義和委員 新しい会長の力量も含めてそうですが、これからも注目をしていきたいと思っております。次に沖縄県立郷土劇場についてお聞きします。今の国立劇場はどのような役割を果たしていますか。

○松川満文化スポーツ統括監 国立劇場おきなわについては、第一義的には国指定の組踊の保存、継承発展の役割を担ってオープンしています。もともとは仮称国立組踊劇場でありましたが、それだけではなく郷土芸能なりいろいろなものを発表しようというものです。

○玉城義和委員 一般的に考えますと財政逼迫な中、このような新しい建物を建てるのが適当なのかと思いますが、この国立劇場おきなわの使用頻度、稼働率はどれくらいですか。

○平田大一文化観光スポーツ部長 手元に厳密な数字がないので御呈示できません。

○玉城義和委員 要するに、建物をつくることもシンボリックでいいと思いますが問題は中身だと思います。郷土劇場をつくるということも我が郷土文化の隆盛に資するということでしょうから、そこは国立劇場とおきなわ対比で殿堂ができていますので郷土芸能、郷土劇場も含めて集約化して活用していくことも重要だと思います。これについては恐らく費用もかかるし、管理費もかかると思います。果たしてこのようなものを2つ並べていくことが合理的か否かということも私は判断をしかねますがいかかでしょうか。

○平田大一文化観光スポーツ部長 委員の御指摘のところもありまして、検討のあり方委員会を含めてどのようなコンセプト、どのような劇場であれば今必要なのかということ等の方向性を決めていくべきだと考えています。あわせて県立郷土劇場（仮称）は恐らく今の時代に合った形にしていくことがいいと考えています。ですから、必ずしも新しい建物を建てるということありきではありません。あくまでもあるものを活用するということも含めて検討していきます。これまで県立の劇場がないので必ず申請をして借りなくてはいけません。この時点で、県が主体的にやる文化振興がおくっていくことは確かですので、その機能を要する劇場にかわるものが必要だと受けとめていただければ幸いです。

○玉城義和委員 建物があるから文化振興するものではないので、県立であろうがなかろうが関係はないと思います。やはり中身の問題であろうと思います。なるべく最初から建物をつくる方向で考えるのではなくて、既存のものを含めて活用するという事は当然あると思います。次に沖縄県立芸術大学の件についてお聞きします。大前提として私は芸術大学が必要ないとは思っていません。しかし、今日のような我が県の置かれている状況を踏まえて考えると、県立芸術大学のあり方を議論していくべきだと考えています。まず、沖縄県立芸術大学はどのような趣旨でできたのか教えてください。

○狩俣栄県立芸術大学事務局長 沖縄県立芸術大学の建学の精神は、「沖縄文化が作りあげてきた個性の美と人類普遍の美を追究することにある。そのためには地域文化の個性を明らかにして、その中に占める美術、工芸、音楽、芸能等さまざまな伝統芸術の問題に積極的かつ具体的に取り組んでその特性を生かすことでなければならない」です。このことが沖縄文化の発展、さらには日本文化の内容をより豊かにするものだと。これを踏まえて、アジアの歴史的地理的位置も含めて汎アジアの芸術文化に特色を置いたユニークな研究機関として広げていきたいという建学精神です。

○玉城義和委員 今度の本会議でも質疑がありましたが、沖縄県立芸術大学の卒業生の就職状況についてお聞きします。皆さんが出された平成13年度からの統計を見ると86名の卒業者のうち就職者13名で割合が15%、平成14年度が105名の卒業者のうち就職者が16名で15%。一番高いときで平成16年度の117名の卒業者のうち就職者が48名で41%です。この現状をどのように考えていますか。

○狩俣栄県立芸術大学事務局長 国公立芸術大学の学長会議でも芸大生の出口、卒業生をどのように就職につなげるかということが課題になっています。芸大を設置した時点で、志願者の確保と卒業生の就職対策はずっと課題としてあります。また芸大を志願する学生がそもそも芸術志向ということで、自分の好きな芸術に携わりたいという意味がとても強いです。また芸大の教員もまずはすぐれた芸術家を育成すること、さらに芸術を育ててくれる人材を育成ということで、彼らが直接就職につながらなくても広い意味で沖縄の分野での底上げを図るということです。ただ最近では就職状況が非常に問題になっています。沖縄県立芸術大学も一昨年からは就職支援アドバイザーを設置して、就職活動に力を入れています。ことしの4月から自立教育の授業が義務化されまして、キャリア教育のガイダンスということで授業を開設しました。沖縄県立芸術大学のほうでも徐々に就職意識が高まっているように感じます。

○玉城義和委員 県立大学ということ的前提に答弁していただきたいと思えます。芸術家は就職をしない、就職志向ではないということとはとんでもないことです。沖縄県は毎年、沖縄県立芸術大学に幾ら持ち出しをしていますか。

○狩俣栄県立芸術大学事務局長 沖縄県立芸術大学に関する予算が15億円です。県費の一般財源からは約7億円程度です。

○玉城義和委員 平成23年度15億円、平成22年度は30億円です。平成15年からの合計でも113億円の支出です。それを念頭に置いて考えていただきたいと思います。カリキュラムはどのようなものがありますか。

○狩俣栄県立芸術大学事務局長 基本的な学部としては、美術工芸学部と音楽学部があります。カリキュラムは必修、選択、共通があります。美術工芸学部では特に芸術系の絵画、彫刻、芸術学、デザイン、工芸などで、音楽学部では声楽、器楽、音楽学、琉球芸能などがあります。

○玉城義和委員 美術工芸学部と音楽学部があるということですね。音楽学部を見ますと、普通の大学にもあるような音楽一般に関する学科、また沖縄の芸術で言えば琉球芸能、琉球古典音楽、琉球舞踊組踊がありますが、これらのほとんどが実技になっています。我が県が毎年15億円も出してやるという沖縄県立芸術大学としての取っかかりはカリキュラムも含めてどこにありますか。

○狩俣栄県立芸術大学事務局長 芸術系総合大学という中で、琉球古典音楽の分野だけではなくて、学生は洋楽の勉強もし、副科として実技以外の琉球古典音楽の詞章研究、音楽理論、楽劇理論等も学んでいながら総合的な沖縄の舞台芸術に関わるような人材として一つの分野だけではなく洋楽も含めた形でやることで新たな創造発展に生かされるということです。伝統芸術の分野と新たに創造発展させる分野を踏まえて総合的なカリキュラムになっています。

○玉城義和委員 県から15億円をつぎ込んでいく、10年間で100億円以上のお金をつぎ込むことを大前提に考えていただきたいと思います。音楽学部については普通の音楽の芸術的カリキュラムになっていて、彫刻も日本画もデッサンもそうであって、そういう意味では県立芸大でなければできないという沖縄文化の振興という部分がどこにありますか。例えば、声楽、彫刻、デッサン等について沖縄県立芸術大学でなければできないということではないですよ。沖縄県立芸術大学でなければできないことはどの部分ですか。それについては私から見たら極めて限定的ではないかと思います。それから実技がたくさんありますが、それはまちにたくさん優秀な道場があるのでそこに代替ができるのではないかと思います。それを踏まえて、どの部分が沖縄県立芸術大学として必然的にそうでなければならぬ部分がどこにあるのかということ、建学の精神と重ねてお聞きします。

○狩俣栄県立芸術大学事務局長 特に組踊の後継者が一時期危ぶまれたときがありました。組踊がまさに発展をしようとしている中で、芸大卒業生が国立劇場おきな研修を受けながら、組踊の継承者としてたくさんいます。沖縄の伝統文化を継承しようとしている人材が育っています。洋楽等のカリキュラムもありますが、それも学びながら伝統芸術を発展させていくという取り組みです。これも幅広い芸術の振興につながるものと考えております。

○玉城義和委員 平成23年度の沖縄県立芸術大学の入試状況を見ていますが、例えば、琉球芸能というところがありまして募集定員が7名です。琉球古典音楽が3名。琉球舞踊組踊が4名です。それに対して志願者が7名です。残念ながら本来沖縄県立芸術大学の目玉であるはずの琉球芸能の部分については7名の募集に対して、7名の志願者しかいないという状況です。私は、沖縄県立芸術大学が私立であれば問題はないと思います。選択と集中と言われる時代において、この現状をどのようにするかということについて相当な議論が必要だと思いましたがなかなかそのような議論にならない。7名の募集に対して7名しか希望がないということがどのようなことを意味するのか。ですからその辺については議論していただく必要があると思います。台湾の高雄市に国立の観光専門学校があります。2年制で3500名から4000名くらいの学生がいます。そこではベットメイキング、料理、語学などキャビンアテンダントの養成を初め観光に関するものはすべて行っています。ここの卒業生は東南アジア全域のホテルに就職しています。沖縄県のホテルにも卒業生が来ています。このことから我が県で何をすべきか考える必要があると思います。また旅行業界からもなかなか人材が育たなく、優秀な方は公務員志望である。そういう意味で、何を選択するのが非常に問われています。やはり県としては立ちどまって考える必要があると思います。沖縄県立芸術大学の実体を見ていますと、一たんつくと教師、関係者もいるのでこういったことは大変だと思いますし、こういったことを言うこと自体が嫌われそうですが、やはり県としては集中と選択の時代であるので、考え込んでいかないと時代と向き合えないと思います。今後ともいろいろと考えていただきたいと思います。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
辻野ヒロ子委員。

○辻野ヒロ子委員 陳情第63号についてお聞きします。私たち、自民党会派で

埼玉県の埼玉スーパーアリーナと大宮サッカー場のほうも視察をしました。平成20年、3年前からこの陳情がありますが、関係団体との意見交換会等の進捗状況を教えてください。

○村山剛スポーツ振興課長 この陳情が出る以前から、教育庁の保健体育課での調査がありました。私たちスポーツ振興課が設置された後も、沖縄県サッカー協会、FC琉球の運営母体である株式会社ドリームファクトリーと意見交換会をしてまいりました。土木建築部では県総合運動公園陸上競技場のサッカースタジアム改修事業に取り組んでいます。私たち文化観光スポーツ部でもJ1規格のスタジアムに関する調査を行うこととしています。さらに那覇市でも奥武山公園の全体計画の中で陸上競技場兼サッカー競技場の整備に取り組んでいます。今、土木建築部、那覇市、文化観光スポーツ部、それに加えてドリームファクトリー、沖縄県サッカー協会を交えて意見交換をしている最中です。FC琉球からも各関係団体に対してスタジアム整備を急いでほしいとの要望があるので、沖縄市と連携しましてホームタウン協議会の設立について取り組んでいます。

○辻野ヒロ子委員 埼玉スーパーアリーナが複合施設で稼働率がとてもよく、いろいろなイベントができ、サッカー場でも公式戦で使用したりとうまく使っている大きな規模の競技場でした。いつごろをめどにしているのか、沖縄県サッカー協会の希望としてどのようなことがあるのか、そのあたりのめどはどうでしょうか。知事の公約にもありますが、なかなか進んでいないような気がしますがいかがでしょうか。

○村山剛スポーツ振興課長 埼玉スタジアムは面積もかなり大きくて、収容人数が37000人ほどで、総工費が約650億円だと思います。あれほどの規模のスタジアムは沖縄県では想定されていません。またサッカー場の整備についてのスケジュールはいつまでに何をするのかということは現在立てておりません。今年度の調査結果を受けて次年度以降に施設の県外・海外のモデルを検討をしながら望ましい立地環境を検討したいと考えております。建設費用、交通アクセス等周辺環境の整備もありますので、財政措置も含めて総務部、土木建築部、関係市町村と協議しながら進めていきたいと考えております。

○辻野ヒロ子委員 以前にお聞きしたときに、他府県のサッカー場の視察をしたとお話でしたが、その引き継ぎ等は怎么样了か。

○村山剛スポーツ振興課長 スポーツ振興課になって、ビッセル神戸のスタジアムへ視察に行っていました。総工費が230億円、サッカー、ラグビー兼用のスタジアムでした。あの施設はもともとあった陸上競技場を阪神・淡路大震災のときに被害に遭ったので改築しなくてはならないということでした。しかしJリーグ規格にする場合には新築がよいということで、旧陸上競技場兼サッカー場の跡地にサッカー及びラグビー兼用のスタジアムをつくったということでした。

○辻野ヒロ子委員 視察もしながら進めているとこれまでも聞いていました。とにかく知事の公約でもありますので、サッカー場については沖縄県サッカー協会が積極的に追加陳情もされているようですので、その中でFC琉球がJ1に昇格する予定もあるようですので、そういうことも含め沖縄県でも公式試合ができるサッカー場をつくれれば観光への誘客もできると思いますので、もっとスピードを上げて取り組んでいただきたいと思いますが、文化観光スポーツ部長どうでしょうか。

○平田大一文化観光スポーツ部長 新しい部になりまして、今までなかなか突っ込んだ話ができなかった部分がありましたが、こういったことについても積極的にやっていかないといけないと思います。ただ、先ほどのとおり莫大な資金がかかりますので、慎重に話をしていかなないといけないと思います。もう一つ最近気になることがあります。3月11日の震災以降におけるスタジアムの意義づけが日本において変わってきております。つまり、災害があったときに何万人の人が一斉に避難できる場所として機能を果たしたという例がありました。沖縄県で全天候型では今コンベンションセンターしかありません。災害になった時の視点が新たに加わってきているので、災害時の緊急避難先としてのスタジアムの機能のあり方について議論が出てきているようです。そういった意味では観光立県でもありますので、観光客、一般の方が何か災害があったときに一時的に避難できる場所の意味合いも今後含まれてくるだろうと思います。今後の調査の中にもそういった項目も入ってくるのではないかと思います。

○辻野ヒロ子委員 沖縄県サッカー協会もスタジアムをつくるために予算も組んで、積極的に動いていますので県と連携して進めていただきたいと思います。視察もしていただいてよりいいサッカー場ができるように頑張りたいと思います。次に陳情第38号の2についてお聞きします。一般質問でも申し

上げましたが、機構改革で沖縄県八重山支庁、宮古支庁が八重山事務所、宮古事務所となったときに総務観光課が総務課になってしまいました。観光をリーディング産業と言う割にはなぜ観光を抜いたのですか。処理方針には八重山事務所と連携しながらやっているとありますが、実際は窓口はどこでしょうか。

○嵩原安伸観光政策課長 八重山事務所における観光の窓口は現在の総務課になります。

○辻野ヒロ子委員 そうであれば、総務観光課と残してほしかったです。総務課として観光を抜いたらリーディング産業と言いながら、窓口についてどこのかと聞かれたら返す言葉がありませんでした。広域事務組合も八重山地域、宮古地域でもあります。その中で窓口、担当の位置づけをきちんとやっていただかないとやはり、地元の状況等も把握できないと思いますがそのあたりどうでしょうか。

○嵩原安伸観光政策課長 総務観光課から総務課に変わったということは、地方分権ということで、八重山地域の観光振興は石垣市、竹富町、与那国町と3市町がありますので、地域が主体になって取り組むという趣旨で八重山支庁が八重山事務所になった流れの中でそのようになったと理解しております。県のほうでは離島振興会議を開いて本庁で全体的、総合的な視野で離島の観光振興について考えていこうというスタンスですので、市町村と県と連携して進めていきたいと考えています。

○辻野ヒロ子委員 この陳情は石垣市の観光協会から出ています。そういう意味でも石垣市、竹富町、与那国町の首長がこれでいいのかと声を出しているのです。組織改編のときに私たちが強く要望したのは、市民へのサービスの低下ですから、そういった声を聞いて何らかの形で、窓口をつくるとか出向させるなどはできないのかと思いますがいかがでしょうか。

○平田大一文化観光スポーツ部長 この陳情はことしの3月3日に出されています。我が部が4月1日にスタートしました。恐らくこの大きな行政改革のうねりの中で一律的にされている部分があるかと思います。4月1日なつてすぐに離島振興に関する会議を立ち上げると決めました。それが名前がなくなったということがあっても機能的に補完できる組織体制を組むべきではないかということでこの新しい会議を立ち上げました。むしろ主体的な形で地域の皆さ

んが必要と思うような予算—これまでは財団法人沖縄観光コンベンションビューローからいくとかあったようで、ある意味自分たちが使いたい予算が使えなかったということがあったようです。ですから、離島の地域の皆さんが必要だという予算を、我々と相談しながら一緒にとる作業をしながら、組織の強化を前進させたいということもこの会議の発足の趣旨でもあります。おっしゃるよう見た目には後退しているように見えますが、我々の意気込みとしては新しい力を入れたいと思っています。

○辻野ヒロ子委員 予算の問題も絡んでいます。やはり財団法人沖縄観光コンベンションビューローではきちんとやっているかもしれないが、離島の観光となったときには、観光誘客の経費がかかるのにどうなっているのだと石垣市観光協会からも私たちに要請がきます。そういう意味では、機能低下がないように、何らかの形で新しい部にもなったので、強化をする意味で文化観光スポーツ部長の構想を実現させていただいて、離島観光をしっかりと伸ばしていただきたいと思います。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
瑞慶覧功委員。

○瑞慶覧功委員 陳情第63号、サッカー専用スタジアムについてお聞きします。平成21年度の陳情第105号と2回出されています。処理方針では維持管理コスト面から新たな整備は適当でないということから平成21年陳情第105号では、そういった変遷で知事公約まで言って、結局整備はするのですか。

○村山剛スポーツ振興課長 委員がおっしゃっているのは、県内各地に天然芝云々となって整備、維持管理コスト面から適当でないということをとらえていると思います。これは、陳情者側が県内各地にいろいろとつくってほしいという陳情ですので、私は県内各地につくるのは難しいという県のスタンスを述べています。新たに県がJリーグ規格を満たしたサッカー専用場などのスタジアムをつくるという方向性は間違いはありません。

○瑞慶覧功委員 これから見ると、新たな建設はまさにサッカースタジアムの建設も入るのかと思いました。選挙やいろいろな後押しもあってつくろうということになったと思います。私の子どもたちはサッカーをしています。Jリーグと考えたときに2万人収用の施設が沖縄でもつのかなと思います。今、子

供たちは北谷町で試合をしています、チケットを無料で上げることもあるがなかなか客が来てくれません。そういう意味ではとても不安です。これから本当に2万人収用施設というのは、本土の都会の人口から割り出した集客人員などは調査していますか。

○村山剛スポーツ振興課長 確かに委員のおっしゃるようにF C琉球のホームゲームでは4月から6月まで5試合ありましたが、平均観客動員数が2300名ということで下回っています。これは集客が沖縄市を主体にやりました。また県もやっていましたが、沖縄市や北谷町への交通アクセスが悪く、近隣に駐車場もないということがあると思います。駐車場の問題をカバーするためにF C琉球はシャトルバスを出したという事例もあります。集客を中部地域中心ではなくて那覇市からの集客も大事ではないかと思います。また、Jリーグのスタジアムをつくって埋まるかということですが、Jリーグの記録によりますと2010年1試合当たりの平均観客数がJ 1で約1万8000人、J 2で約6500人ほどです。スタジアムができてかつJリーグのチームができると年間ホームゲーム数はリーグ戦が約17試合、カップ戦を合わせると30試合前後になると思います。J 1であれば先ほど1万8000人と言いましたが、その15%がアウェイが来ると換算すると考えると、Jリーグチームあるいはスタジアムをつくるとなると、約1万8000人掛ける25試合掛けるアウェイのサポーターが15%がアウェーのサポーター来ると見込めば年間約7万人が訪れるとの計算をしています。

○瑞慶覧功委員 例えば今はJ 2にもいっていないですね。今、我那覇選手など活躍している選手がいますが、よい選手であれば逆に引き抜かれる可能性もあるわけで本当にそこまで持続できるのかという懸念があります。次に陳情第112号の友愛スポーツセンター跡利用についてお聞きします。今、跡利用で兵庫県から楠が贈られていると思いますが、今きちんと植えられていますか。

○村山剛スポーツ振興課長 記念碑を建立しましたが、その片側に楠を植樹しています。

○瑞慶覧功委員 楠は生えていましたか。

○村山剛スポーツ振興課長 楠は兵庫県のほうで、兵庫沖縄メモリアル募金という名前で兵庫県で募金をして約130万円ほど集まったようです。その募金を活用して、楠を購入して沖縄県に贈ったと沖縄県教育委員会から聞いています。

○瑞慶覧功委員 これは最近の話ですか、またはその前ですか。楠はとてもデリケートな木なので、もともとそこに楠があつて植樹したのならいいのですが海にも近いので塩害等が心配なのでお聞きしています。

○村山剛スポーツ振興課長 楠は兵庫県内で購入して贈られたのか、または募金だけ贈られて沖縄県で楠を買ったのかという経緯はわかりません。ただ、植樹されたのは平成21年2月から3月です。

○瑞慶覧功委員 育っているのであればよいです。次に陳情第62号についてお聞きします。処理方針で今後要請のあつた市等に意見を聞く機会を設けるとありますが、いつごろ設けますか。

○瑞慶山郁子文化振興課長 これから調査をして、調査の中で専門家、検討委員を選任しますが、その前に要望を上げている市町村から意見を聴取したいと思います。時期としては委員会が立ち上がる前にとということで、具体的には決まっています。調査をまずやりますのでその中で日程を組みたいと思います。

○平田大一文化観光スポーツ部長 今、あり方検討委員会が8月に立ち上げて10月、2月と合計3回くらいのペースでやろうと思っています。その中でこういった要望のある市町村は熱意があるということで、意見を聴取して、あわせてそれ以外の市町村についても候補が挙がっているところがあるので意見を聴取していく考えです。先ほど玉城委員からもありましたが、つくるありきではありませんので、それに資する建物を含めて今後やっていきますのでよろしくお願ひします。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

前島明男委員。

○前島明男委員 瑞慶覧委員の質疑と関連して陳情第112号についてお聞きします。平成20年から上がってきていますが、なぜ3年間も引っ張ってきていますか。どういう背景があつてこの要望がありますか、普通は県知事がいろいろ建物をつくるのは幾らでもあるのにこれに関して島田元沖縄県知事の名前を冠としてつけるのか不思議ですが、その背景を教えてください。

○村山剛スポーツ振興課長　なぜ島田元沖縄県知事かといいますと、1945年、沖縄県が最後の局面を迎えるときの官選知事で、最後まで沖縄県民のことを心遣っていたということで、沖縄県が敬愛しているし、沖縄県に尽力していただいた経緯もあってその功績をたたえまして、沖縄県と兵庫県の友愛の証としてこの地にスポーツセンターを建てていただいたということです。

○前島明男委員　島田元沖縄県知事は兵庫県の出身ですか。

○村山剛スポーツ振興課長　島田元沖縄県知事が兵庫県出身であるということに由来しています。

○松川満文化観光スポーツ統括監　その前段部分はそのままですが、その島田元沖縄県知事の縁で兵庫県と沖縄県が友愛県になります。友愛県になって、兵庫県は那覇市の奥武山公園に友愛スポーツセンターをつくって、沖縄県にとって非常に有効な施設でしたが、これが老朽化して、取り壊されるに当たってどうしようかということになりました。そこで、沖縄県としては取り壊さざるを得ないということで、兵庫県に感謝を申し上げつつその旨報告をしました。そして、新しい建物はつくらずに駐車場として活用してモニュメントはそこにつくろうという経緯でございます。

○玉城ノブ子委員長　ほかに質疑はありませんか。
仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員　前島委員との関連で引き続き陳情第112号についてお聞きします。陳情者は駐車場に受入施設が不十分で申し込みを断っている状況で、あと6面つくっていただきたいとのことです。また、センターコートもつくってもらいたい。6面のコートの条件として国際規格のコートにしてほしいということです。処理方針では県の運動公園は国際規格ではないのか否か。また、センターコートとはどういったものでしょうか。最後にこれまでの県の対応に理解が得られたとありますが、きちんと解決しているもののでしょうか。もし、解決しているのであれば、陳情は取り下げるべきだと思いますが、以上3点についてお願いします。

○村山剛スポーツ振興課長　沖縄県テニス協会とは、協議団体との意見交換会を通じてその中で友愛スポーツセンター跡地のテニスコートの整備について話

し合いをしております。奥武山公園の活用を優先したいということを申し上げましたところ、それについては理解していただきました。現在、ほかの市町村でもテニスコートの整備計画があるのでそれを見守っていききたいとのことでした。理解していただいたということで、陳情は取り下げてもよいということをご伺っております。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

具志孝助委員。

○具志孝助委員 陳情第112号、友愛スポーツセンターについてお聞きします。陳情件名が友愛スポーツセンター跡利用に関する陳情とあります。友愛スポーツセンターは先ほどからの説明のとおり、兵庫県の協力で建てたが老朽化が著しくて壊した。その跡地にテニスコートをつくってセンターコートに島田元沖縄県知事の名前をとということですが、跡地利用については駐車場ということで整備が終わっていますよね。

○村山剛スポーツ振興課長 昨年の5月に土木建築部で駐車場整備をしています。

○具志孝助委員 ですから跡地利用はスポーツ運動公園になっていて、駐車場が足りないから駐車場整備をやりますと、ただし過去の経緯もあるのでモニタリングもやりますということでしたし、兵庫県の県木である楠も植えましたということで、これはもう終わりです。センターコートの話はもう関係ありません。既設のテニスコートはもともとあるので、この陳情は一たん終わっていますので、今さら議論すべきものではないと思います。次に陳情第63号、サッカー場についてお聞きします。にわかにはFC琉球が頑張っていて、この勢いで沖縄県に観光産業を振興させるべくサッカー場をつくりたいということだととてもよいことだと思います。まず、サッカー人口はふえています、まだ足りないと思います。陳情処理方針を見ますと既に5つの専用競技場があるということですが、どこですか。

○村山剛スポーツ振興課長 石垣市のサッカーパークあかんま、八重瀬町の東風平運動公園サッカー場、豊見城市の与根野外サッカー場、恩納村の赤間運動公園サッカー場、金武町の沖縄電力金武火力発電所雄飛が広場です。

○具志孝助委員 これらの専用競技場はJ1公式戦開催可能というものとは違うのですか。

○村山剛スポーツ振興課長 Jリーグ規格のスタジアムはいろいろと条件がありまして、収用人数がJ1が1万5000人以上、J2が1万人以上でベンチシートではなく個別の観客席となっています。照明設備については1500ルクス以上が必要です。そのほかにもいろいろと選手の更衣室、VIP席、マスコミ席の確保などさまざまな要件があります。今、沖縄県にありますサッカー専用競技場はそれを満たしていません。

○具志孝助委員 公式戦が開催可能なサッカー競技場をつくってほしいと。皆さんの処理方針にはそれに応じたいと前向きな回答をしています。そうしますと、我々としてはJ1公式戦可能なものを考えているのか、そうであれば公式戦の条件である観客の収容人数、駐車場の整備、交通アクセスなど、条件はどういったものがあるのか示していただかないと、進めるべきか否かの判断がつきにくいです。公式戦が開催可能なサッカー場は、皆さんが想定しているのはJ1なのかJ2なのか、またはどのような条件を整えたサッカー場なのか簡潔に説明していただけますか。

○村山剛スポーツ振興課長 土木建築部が沖縄県総合運動公園を対象に、J2規格の1万人規模の収用ができるサッカー場建設を目指して改修に取り組んでいます。一方、私ども文化観光スポーツ部はJ1にも対応できるようなスタジアムを将来構想しようと考えております。要件としては収用人数についてはJ2規格が1万人以上、J1規格が1万5000人以上。ピッチに関しては常緑の天然芝でありかつ縦108メートル、横が71メートル以上が必要です。照明については1500ルクス以上の照度を持つ照明装置、また、選手個々が打ち出せる電光掲示版、メンバー掲示ができる電光掲示版等の設置。その他については、シャワー室等の要件をそろえる必要があります。

○具志孝助委員 こうした条件を整えた施設の経営主体の条件もあるのですか。例えば、公共団体が加わらなければならないとか、民営であっても構わないなどありますか。

○村山剛スポーツ振興課長 幾つか管理主体としての法人についての規定があります。我が国の法に基づいて設立された公益法人、または特定非営利活動法

人、株式数の半数が日本国籍を有するものを保有する株式会社など。また法人内部の中の常勤役員が1名以上、常勤スタッフが2名以上などの法人でなければならぬという規定があります。

○具志孝助委員 このことについては県としてはどのように考えていますか。県がみずから管理団体になってもよいという考えですか。または単なる助成・応援だけを考えていますか。

○村山剛スポーツ振興課長 今Jリーグ対応のスタジアムの基礎調査をしていますが、これは求められるべき、あるいは具備すべき機能に加えて、健全な運営のための運営主体の検討もあわせてやっていますので、その中で検討されていくものと思います。

○具志孝助委員 まだわからないと。今、社団法人沖縄サッカー協会はそういったものをつくってもらいたいと言っていますが、社団法人沖縄サッカー協会としてはどのような考えを県に言っていますか。

○村山剛スポーツ振興課長 特に運営主体について社団法人沖縄サッカー協会と議論したことはありません。しかし、公な機関団体が支援してほしいということは常々申し上げています。

○具志孝助委員 先ほど言った施設内容だとしたら、建設費はおおむねどれくらいを想定していますか。あるいは社団法人沖縄サッカー協会はどのように試算していますか。

○村山剛スポーツ振興課長 各県の資料を調べますと、建築費用について幅があります。例えば、埼玉県の浦和レッズの埼玉スタジアムが356億円、中堅としては宮城県のベガルタ仙台のユアテックススタジアム仙台スタジアムが130億円。また、少額でつくられたスタジアムは千葉県のジェフユナイテッド市原のフクダ電子アリーナが81億円となっています。教育委員会で調査した資料に基づいてもいろいろな機能を具備するには、最低でも100億円は必要であり、施設面積は1万3000から3万数千の規模であろうと試算されています。

○具志孝助委員 これまで我々が聞いてきた中では、沖縄市泡瀬の総合運動公園をうまいぐあいに使えないかという話と、陳情にありますように那覇市の奥

武山公園の2カ所が候補地として上がるのかと考えていますが、いかがでしょうか。またはほかに候補地があるのでしょうか。

○村山剛スポーツ振興課長 県の土木建築部と文化観光スポーツ部、那覇市とそれぞれの取り組みを整理しますと、文化観光スポーツ部では施設の機能、Jリーグ規格を満たしたほかの国内のスタジアムの調査、また観光活用を視野に入れた活用可能性の調査をしています。土木建築部では、沖縄県総合運動公園の陸上競技場をJ2規格に改修するための調査をしています。例えば、現在は7000席のベンチシートを個別席の1万席に変えるための改修、または、簡易照明をJリーグ規格の1500ルクス以上の明るさを確保するための照明設備への改修、電光掲示板、選手控室の改修など具体的なことを調査をしています。この調査を終えて、次に実施設計を終えて改修に着手するという事です。那覇市では、奥武山公園全体の管理を視野に入れて、公園の全体計画の一環として陸上競技場兼サッカー場の調査を行うこととしています。J1、J2が行うカップ戦、キャンプに使用することを想定したスタジアム調査を行うものと聞いております。土木建築部はJ2対応を考えていますが、那覇市は特にJリーグ対応は想定していなくて、ホームスタジアムの構想も持っていないということです。いずれにしても、これまでも3社での情報交換をしていましたが今回のそれぞれの取り組みを踏まえて、その成果をすり合わせて今後も取り組んでいこうと考えています。

○具志孝助委員 県は沖縄市泡瀬の総合運動公園にJ2対応の施設を考えている。一方、社団法人沖縄サッカー協会は陳情にありますように那覇市奥武山公園の陸上競技場に建設することとあります。この辺が大きく食い違っているので、整理する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○村山剛スポーツ振興課長 おっしゃるように意見の食い違いはあります。これから、那覇市、社団法人沖縄サッカー協会と県で意見のすり合わせをしてベクトルを一つに持っていけるように取り組んでまいりたいと思います。

○具志孝助委員 サッカー場の建設は子供たちの健全育成、または観光産業にも大きく資すると思いますので、可能な限りその実現を期待します。しかし、今聞いたところでまだまだ詰めていかななくてはならない問題があると思います。陳情ではありませんが、本会議で出資についても出ていました。それについても9月ごろまでには回答したいとありますが、この出資もJリーグが県に

かかわっていく一つの条件になるのか。県が出資をしなくてはならないのか、県が関与しないと社団法人沖縄サッカー協会としては公式とは認めないということになっていますか。県の出資についてどこまで詰まった話なのでしょう。

○村山剛スポーツ振興課長 Jリーグの入会に当たって必ずしも県が、あるいはホームタウンである自治体が出資しなくてはならないという規定はありません。ただ、規定でホームタウンの自治体が支援の意思を文書で表明していることという規定はあります。また、その意思はことしの1月にJリーグに文書で、沖縄県もFC琉球がJリーグに加盟する取り組みを支援しますということで提出しています。

○具志孝助委員 出資、競技場整備への協力、交通アクセスの便宜を図るなどいろいろな支援の形があると思います。出資についてはこの間、踏み込んだ答弁をしたので驚きました。しっかりと合議をした上で9月には結論を出したいということですか。

○平田大一文化観光スポーツ部長 1つはJ2に昇格する上での指摘の中でその中で経営の強化が上がってきています。今、経営体制を変えていかななくてはならない中で、出資の額は大小あると思いますが県が支援をしている形が見えてこない、ほかの民間の皆さんが県が押すのだということで、それを呼び水としてやる形もあります。出資の額はこれから検討します。また出すタイミングも10月に審議の会議がありまして、それがリミットですよとされています。それをめどに今後検討していきます。

○具志孝助委員 ぜひ、実現に向けて協力をしてください。開催日数も年間に30日以内だと思いますので、あとの残りの日はどのように使うかということは、観光イベントなどの多目的に使えると思いますので大いに期待しています。次に沖縄県立郷土劇場についてお聞きします。これまで那覇市内の東町会館で各週または、毎週各郷土芸能研究会が持ち回りでやっていて、これは沖縄の伝統芸能を発信していくためにはとてもよかったと思いました。しかし、これがなくなってしまいました。国立劇場と全く違う趣だと思います。沖縄が誇れるのはこれだと思いますので、観光客が夜の沖縄観光を楽しめるよう、観光客が集中する都市の検討を早急にする必要があると思いますがいかがでしょうか。

○平田大一文化観光スポーツ部長 国立劇場おきなわと沖縄県立郷土劇場（仮

称)の性格は違ってくると思います。国立劇場おきなわはあくまでも伝統芸能を中心にやります。今、想定される県立郷土劇場にかわる新しい建物は、これからの沖縄に必要な機能も持ち合わせていないと本当の意味での必要性について議論されてこないだろうと思います。今、県内にいわゆる死に館と言われているホールがあります。そういったところには職員が1名いるか、いないかです。そういったことがあるなかで、新しい施設の必要性があるのかについての議論がこれからやらなければなりません。その一方で国立劇場おきなわとは違った形で、伝統芸能のみならず新しい沖縄のナイトカルチャーも含めた機能、可能性を持った施設がどういったあり方が必要かも含めて今年度検討してまいりますので、ぜひ委員の御提案も含めて考えてまいりたいと思います。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
 渡久地修委員。

○渡久地修委員 19ページの陳情第62号についてお聞きします。この中で伝統芸能の保存継承とあります。沖縄県に伝統芸能が幾つありますか。ユネスコ認定、国指定、県指定、市町村指定等があると思います。文化財指定という点では教育委員会の管轄だと思いますが。また従事している方は何名いますか。

○平田大一文化観光スポーツ部長 数字ではなかなか上がってきません。ただ、沖縄県の伝統芸能は多岐にわたっていきまして、自分たちは伝統と言えば伝統芸能になる。また伝統芸能は地域の民族芸能を含めて、周りから見るとこっけいで変わった踊りであっても本人たちが伝統であるからと真剣に取り組んでいるのであれば、笑えないものがあります。そのことから考えますと、線引きができかねます。

○渡久地修委員 伝統芸能に対して県として一定の線を引いて、皆さんは伝統芸能の保存継承のために新しく文化観光スポーツ部も創設して取り組んでいくはずなので、沖縄にはこれだけの伝統芸能がありますということと言えるようにしていただきたい。そしてそこに、どれくらいの県民がかかわっているのかということ把握していないといけないと思いますがいかがでしょうか。

○平田大一文化観光スポーツ部長 恐らくそういった作業もことしやりますあり方検討会の中で、どのような形態、種類、運営体でやっているのかも調査しようと考えております。その上で有形、無形含めて伝統芸能がありますように

なかなか線が引きにくい部分があります。しかし、委員のおっしゃっていることも非常に理解できますので、これを機に一度実体を探ってみたいと思います。

○渡久地修委員 今度、県議会の文化議員連盟が立ち上がりました。先日、その集いに参加してすごい人々の層があると思いました。またこの人たちがそれだけで生活していくのはとても大変だと思います。芸術だけでは生活ができないので、それを県政がどうサポートしていくかということが問われていると思います。沖縄の伝統芸能は世界に誇れるものがあると思います、しかし保存が危機的なものもあると思います。それをどう保存していくかという県の文化行政が問われていると思います。このような人たちの生活の保障も問われていくと思います。こういった文化行政はどのように進めていきますか。

○平田大一文化観光スポーツ部長 今回、文化振興課は新しく生まれ変わりました。文化の振興と同時に文化の産業という班ができました。今まで産業の班がなかったことから沖縄の文化行政はおくれていたということを認めざるを得ないと思います。しかし沖縄の文化は基層が厚く深く、生活に密着していたので成り立っていた部分があったのだろうと考えられます。そういう面と言うならば、これからやっていこうとすることは新しいチャレンジになります。ただし、東京であるとか都市型の文化産業ではなくて、沖縄らしい文化産業のあり方を考えないと文化の消耗化につながりかねないのでバランス感覚を持ちながら、変わらず大事にするものはしっかり大事にして、そのルールを守った上でほかは全部変えるぐらいの勢いで取り組まないと新しい文化が生まれてこないで、そのバランスをどうしていくかということをしかりとやっていきたいと思います。

○渡久地修委員 文化観光スポーツ部長の意見は大いに結構ですが、しかしそこばかりに行くと本当に伝統文化というのは、産業にならない部分があるのです。これは産業にならないからと後回しにされたら、これこそ文化が死んでしまう危うさがあります。ですから、保存すべきものは保存して、沖縄の観光に生かせるものは生かしていくという立場で取り組んでいただきたい。観光、産業に結びつかないものが後回しにならないようにしていただきたいと思います。

○平田大一文化観光スポーツ部長 全く同感でございます。私も現代版組踊をつくっていますが、本物の古典伝統の組踊の入り口まで連れていくのが使命だ

と考えてやってまいりました。相乗効果を高めることが非常に重要だと考えておりますので、まさに守るべきものは逆に見せないくらいの勢いで守っていくと。プラス、磁力があるから人が引き寄せられてきて、そういった新しいスタイルと同時に決して変えてはならない守っていくべきものを強くすることが大事だと思います。ただ一点、これまでミルクムナリ、肝高の阿麻和利等すべてもともとあった古い題材なのです。ミルクムナリはもともと小浜島の古謡でした。そういった意味で言えば、古いものが新しいという感覚が今後必要だろうと思っていますので、入り口は新しいものですが最終的には沖縄の古い伝統芸能、伝統的な精神にたどり着けるような文化のあり方を考えていきたいと思えます。

○渡久地修委員 文化という面では歌、三線、日常的な正月、お盆の形式など沖縄の文化は層が厚くて受け継いでいくことが困難な部分もあるかと思っておりますので、その辺は頑張っていたきたいと思えます。沖縄県立郷土劇場の陳情内容について議論を聞いてまして、皆さん方が想定しているのが、大型の舞台を備えた大型のホールを想定しているのか、あるいは中型を南部地域、中部地域、北部地域とやるのか。あるいは、小型を各市町村にやるのか、余り利用されていないところを県が協力して活性化していくのかといろいろなやり方があると思えますが、どのような想定をしていますか。

○平田大一文化観光スポーツ部長 まさにこの部分を検討してまいりたいと思えます。要するにあり方の問題なんです。県立の大きなホールが必要であるという意見もあります。その一方で、ネーミングライツ方式という県立と名前を今あるホールにつけてしまうということもあります。もう一つはリフォーム、今あるホールを県立用に建てかえていくという方法もあります。いずれにせよ、どのような機能が必要とされていて、どのような意味合いで文化発信の拠点がやっていけるのか。私自身ホールの館長を4年間、那覇市芸術監督を5年間やっていた中で一番大事なことはマネジメントにかかっているということです。自主財源をつくりだせるホールでなければホールをつくる意味がないと思っています。ホールのあり方に関しては私自身が一番慎重ですし、県民含めて文化団体の方々とも議論を重ねていきたいと思えます。

○渡久地修委員 県立郷土劇場でいわゆる文化団体の皆さんが求めているのは一体何でしょうか。発表する場なのか、けいこする場なのか。また、皆さんがつくろうとしているのは観光客を主体としたホールなのか、県民主体のホール

なのかどちらでしょうか。

○平田大一文化観光スポーツ部長 正直申し上げますと、委員がおっしゃいます全部を含めたホールということになります。ただ、今の時代に沿ったということと言うならば、本会議でも申し上げましたようにユニバーサルデザインが重要です。今あるホールは外国人仕様にはなっていません。ですから基本的にいすが狭いのもう少し広くする必要があるのではないかという議論もあります。これから国際都市を目指していく中で、沖縄が必要としている文化拠点のあり方は一つそこにあると思います。あわせて、せっかくつくるのであれば今ある公共の文化施設ができないことを、全部できるホールを目指せばよいのではないかと考えています。例えば、水が使える、飲食も可能など今ある公共の文化施設ができないことを実現できることを想定していきたいと思います。ですから、県がつくるというよりも県民の皆さんが、これにかかわる皆さんが、使う皆さんがこのホールをどう守るか、どう運営していくかということを含めて一緒に考えていきたいと思っています。この1年間はそういった議論を本気でやっていきたいと思っています。

○渡久地修委員 実際、大々的につくったけれども余り使われていない施設もあります。そういった意味では文化団体、芸能団体の方々とも議論してみんなが喜ぶようなものをつくってください。

次にサッカー場の件についてお聞きします。私は県民の生涯スポーツをどうやって振興していくかが大事だと思います。県民のスポーツ人口について種目別に把握していますでしょうか。

○村山剛スポーツ振興課長 全国のスポーツ人口はある財団が統計をとっています。沖縄県でもそういった調査をしたことはございません。

○渡久地修委員 では県民が一番参加しているスポーツについて村山剛スポーツ振興課長が多いと思う順に上げたらどのようになりますか。

○村山剛スポーツ振興課長 沖縄県では数字はありませんが、トップに野球、次にサッカーというようになっています。あとは通常のバレーボール、バスケットボール等メジャーなスポーツになるのではないかと思います。空手の競技人口については把握していません。

○**渡久地修委員** 県民にアンケート等をしてきちんと把握する必要があると思います。どれくらいの県民がこういったスポーツをしていて、何を望んでいるのかを把握する必要があると思います。サッカーに関しては、大きいサッカー場の要求もあるかと思いますが、毎日のサッカー場の確保に苦勞している方も多くいます。そういったことをどう確保していくかということも大きな課題であるから、Jリーグもいけれど生涯スポーツ場の確保など、県民の視点に立って考える必要があると思います。その辺をよく把握した上でスポーツ行政を進めていくべきだと思いますがどうでしょうか。

○**村山剛スポーツ振興課長** 実は、広域スポーツセンターを設置してその事務局をスポーツ振興課内で担っています。広域スポーツセンターの機能としては、国の方針でもありますが、すべての市町村に統合型、総合型地域スポーツクラブを少なくとも1つは設置することが望ましいとあります。私たちは広域スポーツセンターを通して、統合型スポーツクラブを育成してるわけではありますが、今41市町村のうち55の統合型スポーツクラブが育成されております。

○**渡久地修委員** ぜひ頑張ってください。最後に文化観光スポーツ部長にお聞きします。沖縄の観光の魅力、皆さんは文化、観光、スポーツを一緒にして進めていくようですが、私は沖縄県に来られる観光客の皆さんが何を望んでいるのかという点では、文化もありますが自然だと思います。そういう意味ではこれからの観光を生かしていく上では豊かな自然を守っていくことはとても大事なことだと思います。海の環境保全、ヤンバルの森を世界遺産に登録することこそ沖縄県の観光の発展の道があると思いますが、その辺の見解をお聞かせください。

○**平田大一文化観光スポーツ部長** やはり豊かな詞心、歌や踊りが生まれてくるバックグラウンドには自然が豊かであるということがこれまでの沖縄の文化の成り立ちを考えると必要だと思います。そういった面では、新しい思考としましては、先ほどから新しいホールの話がされていますが、もう一方で沖縄らしい景観を使った文化の発表の場、例えばグスク、公園など。沖縄らしい景観を使った文化のあり方等も含めて、自然と文化がマッチングすることで新しい可能性や、価値が生まれてきたらいいと思っています。

○**玉城ノブ子委員長** ほかに質疑はありませんか。
当銘勝雄委員。

○当銘勝雄委員 陳情第62号についてお聞きします。先ほど、大きなものをつくるのか、小さいものをつくるのか、各地にたくさんつくるのかとありました。皆さん御存じのとおり、沖縄コンベンションセンターをつくることから専用劇場をつくってほしいという要望がありました。しかし、今は専用劇場をつくるわけではないということで、基本的には多目的施設、広場が必要だということでやってきました。それに対して、芸術文化の高揚ということではこれは教育庁に言ってくださいということで、沖縄コンベンションセンターは多目的ホールになりました。ですから、各方面から議論をしてどういう形のものにするか検討すべきということをお願いしておきます。次に陳情第1号、陳情第24号についてお聞きします。これについても答弁は求めません。そのかわり9月議会で求めますのでその間にしっかりと解決策を考えていただきたいと思います。最初の陳情が平成22年の12月に出されています。さらに平成23年の2月にまた同じような陳情が出ている。しかし、皆さんは処理方針においては非常勤講師のユニオンに対して説明をしたとなっています。しかし、陳情の中身を見るとサービス労働の暗黙を強めているとか、パワーハラスメントがある、時給が一気に下がったなど、職場環境というよりも、沖縄の子供たちを育てていく大学がこのような状態で、本当にすばらしい人材を輩出できるのかと懸念があります。そこで、陳情の中身が正しいのかはわからないがいずれにしても陳情がある以上はそれに基づいて改善を求めます。きちんと改革をするという方向で要望を申し上げます。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 平田大一文化観光スポーツ部長は8月の多良間島の組踊は鑑賞したことはありますか。

○平田大一文化観光スポーツ部長 昨年初めて鑑賞してまいりました。

○座喜味一幸委員 平田大一演出で組踊をしたならばどんなにすばらしい舞台になるのかというイメージがあります。何分にも世界遺産の指定を受けて、この小さな島に多くの人が集まっているけれども、わずかな受け入れしかできない。そういう中でせつかくのすばらしい組踊、古典踊等が発信されきっていない。また宿泊施設もない、見る会場もない。そういうものを何らかの形で文化

を守りながら産業に結びつける、あるいは地域経済に結びつけるということで平田大一文化観光スポーツ部長のお考えをお聞きかせください。

○平田大一文化観光スポーツ部長 私も周囲1キロメートルの小さな島の出身ですので、多良間島に行ったときには故郷に帰ったような気がしました。もっと言いますと、生活の状態は10年、20年前の島が残っているように思いました。製糖工場がありますが、600トンしかつくっていません。これは私自身が一人で600トンつくっていましたが、一個人でつくる量を島全体でつくっているということから見ますと、自然も人も豊かだけれども経済的な面から見ると、離島の厳しさ苦しさがあると思います。ただし、島の本当のハンディはやはり宝だと思ふ思考で、島の人たちにも自信を持ってもらえるようなことをビジョンとして、施策としてもっていくことが県の役割だと思っています。ですから、必ずしも全部整備して全部同じ顔の島になるよりは、もともと島にあるものを残して生かしてそれを新しい何かにつなげていくことも重要かと思います。次回の離島観光振興会議では多良間島でやってほしいという声があるようですので、ぜひ私自身も参加して多良間島の方と語り合いながら、多良間島の方が本当に望む形の離島振興を一緒に考えていきたいと思っています。

○座喜味一幸委員 実はこの話をする事と関連しまして、島のすぐれた資源が割と発信されていない、もともとの形を残して商業化しない工夫も必要ですが、いいものが発信されていないという意味において財団法人沖縄観光コンベンションビューローのあり方そのものに何度か提言をしたことがあります。今回の組織改正の中でも、若手の安里繁信さんが会長になり、副会長制もとるということで非常に期待するものがあります。今回、このお話をするのは離島の島々に対する配慮が十分であったのかということです。先ほどお話に出ていました宮古島地域、八重山地域、久米島等の離島における観光行政がリーディング産業と言われながら担当者がいない、県の施策が連携されていないということで観光産業にかかる専従の職員さえいないということは組織改悪だと申し上げました。そういう意味で、先ほど辻野委員からもありましたが地元からの要望は単なる要望ではなくて、もろもろの問題を抱えて提言がきていると思います。したがって、離島観光振興会議をやったからと言いますが、年に何回かされる会議で離島の観光振興そのもの、観光行政が進むとは思っていません。これははっきりとした形で県の観光行政をしっかりとっていく、今回新たに文化観光スポーツ部を組織改編したのであれば、離島における行政の施策がどう展開されるかということが、はっきりと末端の組織まで行き届くようにしなくて

はならないと思いますが、その辺についてはどのような取り組みをしていますか。

○嵩原安伸観光政策課長 まさに離島の振興は県政の重要な課題です。しかも沖縄県の場合、観光立県であり、リピーターがふえていく中で求めていくのは最終的には離島だという認識を持っています。そういう意味では、我々は本庁の中で離島振興を強く意識しまして、先ほどの離島観光振興会議を持ったり、地元の意向を踏まえて新たに地域の観光協会と共同で事業を実施したり等取り組んでいます。地元では広域事務組合もありますし、地元の市町村がごさいます。特に宮古島ではどちらかと言えば県の組織ではなく、予算支援をしてほしいというニーズもあります。そういったことを常日ごろから市町村との連絡会議等はやっていますし、今後も密に意見交換をしながら進めていきたいと考えております。

○座喜味一幸委員 もう少しすっきりした答弁になりませんか。知事が文化、観光、スポーツという思いを持ってやった組織改編というものが具体的に本庁を含めて、各出先機関、各市町村に対する行政のあり方がどう変えたいのか、変わったのかということが見えない。特に離島振興なくして沖縄の発展なしと言い切った知事の思いが4月1日以降の組織改編、また新たな若手の部長も迎えて、組織的にどう変えようとしているのかという熱意が感じられません。今後の決意を含めて少し本気でやっていただきたいという思いがあります。

○平田大一文化観光スポーツ部長 冒頭にも申し上げましたとおり、離島が持っている可能性は本当に高いポテンシャルがあると思います。その上で1つは、離島と沖縄本島の関係性は、私見も入りますが、今後県はもっとコンサルタント的な機能を持つべきだと思います。つまり、いろいろな悩みを抱えている離島の方からくる話を聞いてしっかりとフォローアップしていく。新しいビジョンが必要であれば、持っているビジョンの中で提言をしていくというコンサルタント的な機能。もう一つは、グランドデザインとして沖縄全体を網羅したときの離島のあり方の部分では、離島の人たちは自分たちの島にいるので外から見ることができないので、そういった外からの目線で必要な人を引きつける磁力みたいなものを教えてあげるといようなコミュニケーションをしっかりとすべきだと思います。そういったことを通して離島が持っている発信されていない宝物を積極的に発信していきたいと思います。多良間島に関して言うならば、この陳情にあるような多良間島が抱えている問題も含めて、我々の部署

だけではできないこともあります。そういった声もしっかりと聞き取る組織でありたいと思います。

○座喜味一幸委員 財団法人沖縄観光コンベンションビューローの組織に対してもう少しきめ細やかな体制をとってほしいとお願いをしました。これは離島を含めての配慮、組織、各市町村との連携を持って財団法人沖縄観光コンベンションビューローの力を、離島の力を吸い上げていくというような組織のあり方も含めて検討していただきたいと思います。

○嵩原安伸観光政策課長 今回の財団法人沖縄観光コンベンションビューローの組織拡充の中で新しく副会長を設置しています。その中の一人は地域の観光協会との連携を密にやっていくという役割を持っていると聞いています。これまでも地域の観光協会とは連携してやっていますが、さらに受入体制の強化が進むものと考えています。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
中川京貴委員。

○中川京貴委員 20ページの離島過疎地域と、財団法人沖縄観光コンベンションビューローの2つについてお聞きします。今、正直に言って財団法人沖縄観光コンベンションビューローが観光に向けてサポートがなされていなかったと。しかし、今後は新しい会長を含めて離島振興していただきたいと思います。今、財団法人沖縄観光コンベンションビューローには市町村の負担金があると思いますが、離島の観光協会も納めていますか。

○嵩原安伸観光政策課長 財団法人沖縄観光コンベンションビューローの賛助会員として市町村の観光協会が入っています。現在手元に資料がありませんので、離島の市町村の観光協会が入っているかどうかわかりません。

○中川京貴委員 沖縄本島の市町村は賛助会員として入っていますか。

○嵩原安伸観光政策課長 ほとんど入っていると思います。今、石垣市の観光協会は理事として入っております。また宮古島市の観光協会も入っています。

○中川京貴委員 ぜひ、知事がおっしゃるように離島振興をお願いします。そ

れからもう一つお願いしたいことは、県の職員が離島に出向されていると思います。例えば、その職員が文化観光の職員でなくても県の職員として連携をとりながら、県と市町村と連携をとり、情報共有しながら離島振興をしていくことはできませんか。

○嵩原安伸観光政策課長 現在、与那国町等に県の職員が派遣されています。今は観光の面で連絡調整をとっている段階ではありません。市町村によっては観光面で強化したいという要望があればそういった人員も活用しながら連携していきたいと思います。

○中川京貴委員 これは文化観光スポーツ部長にお願いしたいですが、座間味村にも県の職員が出向していますので、今まではこういった慣例はないかもしれないが、県の職員としてのノウハウを持っているはずですので、島の状況を聞きながら文化観光としてできる仕事をしていただきたいと思います。

○平田大一文化観光スポーツ部長 委員の御指摘のとおり、新しい部になりましたし、仲井眞県政も2期目に入りましたので、新しい展開がなければ人事も組織改編も意味がないものになると思います。ですから、そこにつながる意識をしっかりと持っていけるようにしっかりとやっていきたいと思います。

○中川京貴委員 今、文化観光スポーツ部長がおっしゃるようになぜ知事が新しい文化観光スポーツ部をつくり、平田文化観光スポーツ部長を採用したことについて大きな意味があります。もちろん県の職員はプロの集団ですから、この集団の中に外部から起用して、新しい風を入れながら文化スポーツに力を入れたいという大きな思いがあったと思います。また、ある意味では型破りな仕事も期待されると思います。失敗もあるかもしれませんが県の職員を信用して一緒にやっていくと。今回の6月定例会でもすばらしい答弁を聞かせていただきましたし、その中でもなぜ平田文化観光スポーツ部長が文化観光スポーツ部長としての仕事をしているかという思いを県民は期待していると思います。ですから、沖縄県立郷土劇場でもこれまでと違ったアイデアが出てきてほしいと思っています。今公表できない部分については9月、12月あたりに期待に添えるような結果を残していただきたいと思います。

もう一つは、4ページのサッカースタジアムについてお聞きします。先ほど答弁で野球関係者が沖縄県では一番多くて、次にサッカーということですが、全国的にはサッカーのスポーツ人口が多いと聞いております。沖縄県では野球

においては全国的に活躍しているし、野球をする子供たちは甲子園であったりプロを目標として頑張っています。しかし、サッカーについては施設が石垣市、八重瀬町、豊見城市、恩納村等5カ所しかありません。そういった意味では県も全力で、沖縄県総合運動公園は土木建築部がやっています。J1規格に沿う施設をつくるということで進めています。その施設はやはりサッカーをする選手が沖縄のサッカー場でサッカーしたいと思えるようなものをつくらなくてはならないと思います。コストの面ではハードルは高いですが、全日本のサッカー選手が沖縄で合宿してみたいと思えるような、また合宿することでJ1規格の試合もできるんだというものをつくらないと中途半端ではよくないと思いますが、平田文化観光スポーツ部長の見解をお聞かせください。

○平田大一文化観光スポーツ部長 委員がおっしゃるとおりだと思います。いろいろな意味でもで時間がかかる部分があるのでまずはJ2のスタジアムをしっかり機能させつつ、それからJ1のほうに目標にやるということだと思います。やはり一つには、アジアの中における沖縄のサッカーという視点も加わってくると思います。我々マーケットはアジアを含めての話になるので、そうなったときにはアジア屈指のものでなければならないのではないかという思いがあります。いずれにしてもすぐに結論が出る話ではないので、ぜひそういった御提言も取り入れながらこれから検討してまいりたいと思います。

○中川京貴委員 埼玉スーパーアリーナの650億円の施設を視察してまいりましたが、あの時代の金額と今は違います。あの金額はバブルの絶頂のときの金額で今はかなり差が出てきていると思います。埼玉スーパーアリーナは国の補助が一切なく、第三セクターで自治体と県とで立ち上げて運営しています。今、文化観光スポーツ部長がおっしゃるように沖縄県はアジアを中心とした施設であるならば、やはり現場の声を聞いて、皆さん方をつくって後から追加などがないように。一番最悪なのは物をつくって後から追加工事ができることです。恐らく今度のサッカー場も国庫補助金も充てながらやる予定だと思いますが、すべて県単独でつくる予定ですか。

○村山剛スポーツ振興課長 今やっている沖縄県総合運動公園の改修は県単独事業ですが、本格的な改修工事になるとどのような国の補助メニューが使えるか検討すると聞いています。那覇市については奥武山公園の全体計画の中でサッカー場の整備について検討するとしていまして、高率の補助が国からいただけることを前提としています。那覇市としては防衛の予算を活用できないかと

検討していると聞いています。

○中川京貴委員 今答弁したとおり、中古のものを改修するとなるとなかなか補助金制度の活用ができないのですが、那覇市はそれを知恵を出して全体構想の中でやるので補助対象になると。ですから、このサッカー場をつくる時には国庫補助が入ってくると思います。そのときにしっかりとしたものをつくらないと、後で追加が出たら県の単独予算になると思いますのでそういったことがないように、最初からしっかりとした図面をつくって使い勝手のいいような施設をつくっていただきたい。また、施設をつくるに当たっては年の稼働率が幾らか、それ以外はどうするかはやはりその稼働率ができるようなものをつくれれば幾らでも沖縄県の観光立県に役立つと思います。そのために平田文化観光スポーツ部長が部長として来て、財団法人沖縄観光コンベンションビューローと連携していろいろなものに活用して、また沖縄の場合には梅雨もあるのでそれをしのげるドーム施設であって、いろいろな用途に活用できる施設であってほしいと思いますが、もう一度平田文化観光スポーツ部長の考えをお聞かせください。

○平田大一文化観光スポーツ部長 予算の件も含めて課題は山積ですが、もう一つの視点は使う側の目線が重要だと思います。今のお話はハードはつくったけれどもいざ使う場合にはソフトの面から考えると使い勝手が悪いのがほとんどです。現に沖縄セルラースタジアム那覇がありますが、コンサートをやるにはふさわしくない場所です。ところがホームページにはコンサートもできるとあります。このようにつくった後にいろいろな課題が出てくるのは、その前の段階の議論、使う側の目線をもっともっと入れてこないといけないのではないかと思いますので、その辺のことも踏まえまして今後取り組むものについては、夢を実現させるためにリアルな情報、データをしっかりそろえていくことが使命だと思っています。これをしっかりやっていきたいと思っています。

○中川京貴委員 先ほど沖縄県立郷土劇場の北谷町の陳情がありましたが、北谷町以外に要望がある市町村は何カ所ありますか。

○平田大一文化観光スポーツ部長 今把握しているのは南城市、与那原町、八重瀬町、北谷町の4つです。陳情は北谷町のみです。

○中川京貴委員 やはり新築をつくるのか既存の建物を改修するのかはいろいろ

ろ知恵はあると思いますが、きょうの説明を聞いていましたら新築しないのかなとも思いますが、ぜひこれからの時代は新しい発想を持って、県のプロ集団と共に新しい沖縄県の観光立県ということで平田文化観光スポーツ部長が持っている現場主義のノウハウを出していただいて、全力で取り組んでいただきたいと思います。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

玉城満委員。

○玉城満委員 陳情第138号の沖縄県立美術館の展示拒否についてお聞きします。一つの展示会をするときには作品も全部最初から見て、館長や専門員が判断して誘致するはずなんです。誘致した後にクレーナランサーヤというのは美術館の態度としていかがなものかと思います。県の処理方針を読んでいても解決している内容ではないですよ。多分文章で帳じり合わせをしているような気がしますが、実質のところ面談をして納得していただきましたか。

○千木良芳範県立博物館・美術館参事兼副館長 今回の件については、この展示会は通常とは違うやり方をしています。まずもともとは、渡辺さんという外部の学芸員が十何名かの作家の作品を集めてこういった展示会の企画をされていて、これをぜひ県立博物館・美術館でも展示をしたいということで持ち込んできました。ですから、その展示会の中にどういった作品を入れるかということでは渡辺さんが全部集約をしていました。その中で県立博物館・美術館でその展示を受け入れるのに際してどういった作品があるのかとリストや写真を見せていただき検討して、その中でこの大浦信行さんの作品についてはどうなんでしょうかと意見を出しました。意見を出すときには、県立博物館単独で意見を出すわけにはいかないもので、その当時所管でした本庁の文化課、教育委員会とも相談をして、最終的には子供たちへの教育的配慮という観点からこの作品については何とかならないのかと渡辺さんをお願いをしました。渡辺さんは全体の作品の中でこの作品を除いた形での展示会が成立するのかどうかを私どもと相談しました。そして、最終的にはその作品がなくても展示会としては成立するというものであったので、大浦信行さんの作品は除いた形で展示会をやりたいということで展示会のまとめ人である渡辺さんは納得をされました。その時点では、個々の作家を集約したのは渡辺さんでしたので、渡辺さんからそれぞれの作家への説明がされているものと私は理解しておりました。ところが、実際はそういった説明はなくて大浦信行さん御本人が県立博物館・美術館のほうへ

なぜですかという問い合わせがありました。館長ともども交えて3時間ほど議論をしましたが、当然のごとく大浦信行さん本人は納得はしていないという状況でした。けれども、展示会としては県立博物館・美術館が一存で決めたものではなくて、展示の検討委員会の先生方、本庁の方々、多くの方々と議論をした上で最終的には子供たちへの教育的配慮ということでお願いしてまとめ役の方には納得してもらったと理解しております。

○玉城満委員 現代美術の範囲はどこからどこまでかというのは人それぞれ違います。例えば、世界的に有名な作家が裸体だけの画を持って来たときに、小学生に見せるとなったときにはどういった判断になるのかというところまで問われないといけないことになるのです。現代美術という範疇でやるとなった場合は相当な美術の見識、知識がない限りそういった理論武装は絶対できないと思います。教育的とすぐ短絡的に判断すると、世の中の特に現代芸術に関しては、すべて否定せざるを得ない内容はたくさんあります。ですからそういったところをもう少し県立博物館・美術館のほうで詰められたほうがよいと思います。また、現館長がどれほど美術の見識がある方かわかりませんが、今後美術館としてしっかり機能していくのであればもう少し現代美術に関する見識を広げていかないと、県立博物館・美術館はアンスカアランムンナということにしかならないと思いますがどうでしょうか。

○千木良芳範県立博物館・美術館参事兼副館長 非常にたくさんの能力を持った館長が来ていただければ一番いいと思いますが、より多くの方の意見を集約する形で県民に見放されないような博物館・美術館を目指していきたいと思っております。

○玉城満委員 ぜひやってください。これはウチナンチュ的ではない美術館だと思います。ウチナンチュはこれだけ心も広い、幅も広い文化感を持っているのでそれが反映されるような美術館づくりをしていただきたいと思えます。

次に沖縄県立芸術大学の件についてお聞きします。沖縄県立芸術大学について議員になって何年間か調べてきましたが、現状は卒業してアルバイトしながらいろいろなところから呼ばれてギャラをもらってやっているということなんです。こういった現状で本当に人材を育てているのかどうか。問題は沖縄県立芸術大学が卒業した後に受け皿をどこに求めるのかということをお県が一番考えな

いと今後沖縄県立芸術大学のスキルが下がっていくと思います。先ほど、玉城委員からもありましたように琉球大学の教育学部にも同じ性格の部分もあり、教員になる科目もある、ここに書かれている教員というのは、ウチナムンで教員になったという出口がないわけです。ですから、そういったことを詰めていくことを文化観光スポーツ部でもう少し考えていただいてほしいと思います。いつも後ろのほうには沖縄県立芸術大学の卒業生が2人くらいいるというくらい県も真剣に考えなくてはいけないと思いますが、いかがでしょうか。

○平田大一文化観光スポーツ部長 委員のおっしゃるとおりです。その部分を変えていくためにこの文化観光スポーツ部ができたと思います。もう一つは、文化のプロパー集団といいますか、観光でいいます財団法人沖縄観光コンベンションビューローのようなものが文化の中でも必要になってきています。国立劇場おきなわの中にもそのメンバーがいるかもしれません。また公益財団法人沖縄県文化振興会という外郭団体を含めて沖縄県立芸術大学の卒業生の出口として、大学で何を学んだかも重要ですが、アウトマネージメントを含めた企画、立案、制作、運営ができるような人材を育てられるように大学での学びがもっと充実することが大事だと思います。その出口としての受け皿の両方をリンクさせながら、文化と観光をうまくできるようにやりたいと思っています。

○玉城満委員 県立郷土劇場ですが、今年度は調査費が計上されていますが、この調査費の使い道としてはどういった内容で、どこにお願いして調査していますか。予算の使い道を教えてください。

○瑞慶山郁子文化振興課長 調査は委託になりますが、どのような文化団体があって、どのような活動をしていて、どのようなニーズがあるのかということの分析が必要だと思います。委託は公募して、調査のノウハウがあるところをお願いをしようということでございます。

○玉城満委員 今までこのように調査して、何かの建物をつくる。この調査がお手本になるし、これが骨子になっていくわけですよ。その調査の中に先ほど平田文化観光スポーツ部長が言ったあり方検討委員会の部分がかかなり盛り込まれていくような、調査を丸投げして上がってきたものをあり方検討委員会がこれを見てやるのではなく、あり方検討委員会が調査の中に加わっていかないと皆さんがおっしゃっているような流れにならないと思いますが、平田文化観光スポーツ部長どうでしょうか。

○平田大一文化観光スポーツ部長 その調査の内容に関しては私自身も厳重に注視していきたいと思います。コンセプトを決めることは重要で、今言った部分は基礎データです。それをもとにしてどういったニーズがあるのかという本当のホールのあり方そのものを考える上での基礎データとしてそれは必要だということで、そういった分析をしてくれる方にやってもらおうと思います。しかしながら、コンセプトに関してはいろいろなアプローチを県民にも求めていきたいと思います。今まで県民の皆さんが使ったホールの中でこういった機能があればもっとよかったのにと、幅広い方々が何を求めて劇場に足を運んでいるのかということは私たちも知りたい部分です。ですから、そういったことをリアルに調査できる内容にしていきたいと思います。

○玉城満委員 要望ですが、経済労働委員会の委員の中から、また、文化議員連盟の中からもあり方検討委員会に入れていただきたい。いつも皆さんがつくったものに関して後からアネンアランタンムン、カネンアランタンムンとなるとよくないので、そういったことは可能ですか。

○平田大一文化観光スポーツ部長 むしろ県民のある意味夢を形にするわけですから、そういった面ではそういった参加の仕方はあるかと思います。しかし、文化議員連盟という形での参加がいいのか、経済労働委員会という委員という形がいいのか、仕立て方がわかりかねますので相談させていただいてもいいでしょうか。1つは文化的側面においては、玉城満委員初め多くの見識のある方に入っていただきたいと思います。そういったことから一つの提案として受けとめて、どういった形がいいのか相談させていただきたいと思います。

○玉城満委員 沖縄県立郷土劇場を語る上で国立劇場おきなわが出てきます。先ほども県立郷土劇場の話がありましたが、週に1回舞踊をやっていましたが、現実はこの舞踊団体がノルマを与えられて、観光客ではなく身内に見せてやると体裁を保っていました。これは間に立つプロデューサー等の仕掛けをする人が余りにもイベントにかかわってなかったことだと思います。ですから、県立郷土劇場のあり方はハードだけではなくて、ソフトとのバランスもうまく取り入れてやっていかないといけないと思います。実は国立劇場おきなわの話をなぜしたかと言いますと、実際に国立劇場おきなわが何をしているかと言いますと、今の県立芸術大学の卒業生を何名か受け入れています。そういったことが理解されていますか。国立劇場おきなわは今組踊を見せたり県立郷土劇場のよ

うなことをやっています。私はもしかなののであれば、国立劇場おきなわから県立郷土劇場をもらって国立劇場おきなわを首里城の中にでつくるという手法もあるのかと思います。逆に県立郷土劇場を沖縄の芸能の始まりである、見せることの始まりでもある三弦等の原点に帰るという意味では今までの箱物ではなく、観光とも結びつき、海外の方からもオリエントチックとされるような流れになるのではないかと思います。真剣に幅広く考えていただきたいと思います。

○平田大一文化観光スポーツ部長 これからそういった部分を含めて考えていきたいと思います。やはり委員の御指摘のとおり、いわゆる観光と文化、特に伝統文化にかかわる皆さんとのマッチングがうまくいっていないと思います。そのジョイント役を果たすのが我々の役割だと思っています。またもう一つは文化のプロパー集団の役割だと思っています。そういった意味では、ジョイント役をいかに作り出すかということが今後の大きな課題だと思っていますので、頑張っていきたいと思います。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、文化観光スポーツ部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、説明員入れかえ)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

平良商工労働部長は、本日が初めての委員会出席でありますので、自己紹介をお願いします。

休憩いたします。

(休憩中に、商工労働部長自己紹介)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

次に、商工労働部関係の陳情平成20年第201号外9件の審査を行います。

ただいまの陳情について、商工労働部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

平良敏昭商工労働部長。

○平良敏昭商工労働部長 商工労働部関係の陳情につきまして、その処理方針を御説明いたします。まず初めに、議員のお手元に、経済労働委員会陳情に関する説明資料という資料を配付しておりますので、その目次をごらんください。

商工労働部関係は、継続陳情が9件、新規陳情が1件となっております。

継続陳情9件のうち、6件につきましては、前議会におけ処理方針と同様の処理方針となっておりますので、説明を省させていただきます。

それでは、まず、処理方針に修正のある継続陳情3件について、御説明いたします。修正のある箇所は、見え消し修正及び下線により表示しております。

説明資料の3ページをお開きください。

陳情平成21年第174号の2「地域活性化・経済対策臨時交付金」等を活用した中小企業支援に関する陳情に係る修正箇所について御説明いたします。

修正箇所4ページをお開きください。

「事項3「原油・原材料高騰対策支援資金」「中小企業セーフティーネット資金」を返済10年、据置2年に改善し、原油・材料高騰対策支援資金の申込窓口を商工会・商工会議所のほか、市町村窓口でも申し込みできるよう改善すること。」について、県では、景気対応緊急保証制度終了後も業況の悪化している中小企業者の資金繰りを支援するため、セーフティーネット保証を適用する中小企業セーフティーネット資金については、返済間10年、据置1年とするとともに、融資限度額を2000万円か3000万円に拡大しておりますので、その旨修正しております。

修正箇所5ページをごらんください。

「事項4 小規模企業対策資金や小口零細企業資金等の県融制度の運転資金、設備資金いずれも返済10年、据置2年に延長すると同時に、金利の引き下げ、利子補給及び保証料の補助制度を創設すること。」について、小規模企業対策資金や小口零細企業資金等の返済期間の延長を平成23年4月1日より実施し、金利については、0.1%の引き下げを実施しておりますので、その旨修正しております。

次に、説明資料の13ページをお開きください。

陳情平成22年第35号第三セクター・沖縄市アメニティープラン株式会社の融資に係る連帯保証人会に関する陳情に係る修正箇所について御説明いたしま

す。

修正箇所14ページをお開きください。

平成23年6月10日の債権者説明会において、清算人から、平成23年5月22日までに那覇地方裁判所へ提出予定であった弁済協定案は、借地問題の解決が難航していること等を考慮し、成23年7月29日まで再伸長することが同裁判所から認められたとの報告があったことから、その旨追記しております。

次に、説明資料の15ページをごらんください。

陳情平成22年第47号公契約条例の制定を求める陳情に係る修正箇所について御説明いたします。

修正箇所16ページをお開きください。

平成22年12月に神奈川県川崎市において公契約条例が制定されたことから、その旨追記しております。

続きまして、新規陳情について、御説明いたします。

説明資料の22ページをお開きください。

陳情第73号の2「平成23年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情」について御説明いたします。

陳情者沖縄県離島振興協議会会長外間守吉外1人。陳情の要旨、要望の理由は省略し、処理方針を御説明いたします。現在の宮古伝統工芸品研究センターは、昭和51年度に国と県が補助し、平良市が事業主体となって整備したものであります。「宮古上布会館（仮称）」の整備については、築35年が経過している宮古伝統工芸品研究センターの改築施設としての要望と理解しておりますが、今後、地元である宮古島市や宮古織物事業協同組合と意見交換を行い、県の支援のあり方を検討していきたいと考えております。

以上が商工労働部関係の陳情に係る処理方針であります。

御審査のほどよろしく願いいたします。

○玉城ノブ子委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

玉城満委員。

○玉城満委員 陳情第194号についてお聞きします。この中城湾港新港地区の電気料金の問題はずっと前から話があります。県の処理方針を見ていると、これは特別に割り引くわけには制度上できませんとの返答をもらったままなのです。それ以降、例えば物流で今度社会実験で船が入ったとしても今の電気料の高さで物流につながる製造が生まれるかどうかとても疑問に思っています。ですから、電気料に関しては沖縄電力株式会社と経済産業省と沖縄県がもう少し話し合いを密にしていくべきだと思います。ただ、沖縄電力株式会社に問いかけてできませんと言われているままの処理でいいのかどうか、平良商工労働部長がどう考えていますか。

○平良敏昭商工労働部長 玉城委員の御指摘はごもっともだと思います。私自身もその担当課長のときには何度も企業から苦情もあり、沖縄電力株式会社にも行ったこともたびたびあります。消費者の差をつけることについてどういった方法があるかと検討していますが、やるとするならば補助金の方法が考えられると思います。例えば福井県のように原発の補助金で特定の工業団地には適用掛金の一部を差額補てんしているという事例もあります。ただ沖縄県でそれをやるとなるとそういった財源をどこから持ってくるのかという問題もあって、なかなか現状は進んでいません。ただ、委員がおっしゃいますように特に本土から来られている企業の皆さんからはそういった指摘があることが現状でございます。

○玉城満委員 これはぜひ早急に解決していただきたい問題だと思います。また企業誘致に関する問題ですが、トップセールスで県外の企業を誘致するという考え方からはや地元の企業を特別自由貿易地域、中城湾港新港地区に誘致したほうがよいのではないのでしょうか。せっかく西埠頭を整備されて物流の拠点になるのであればそういった県内企業を誘致して経済特区的な部分を、今回国のほうに振興策として提案しているかと思いますが、その辺の進捗状況はどうでしょうか。

○平良敏昭商工労働部長 これまでも県内の企業を特別自由貿易地域に誘致しようということをやってきましたし、アンケート調査等もしながらいろいろと努力をしてきたと私自身は認識しておりますので、今後も例えば泡盛業界とも私自身が担当課長のときには特別自由貿易地域に立地できないかと何度も話し合いをしてきました。県内企業もぜひ立地してほしいし、県外からも新しい分野の企業に来ていただくことも大切だと思います。

○玉城満委員 今泡盛の話が出ましたが、今回の振興策の中でもやはり出てくるとかと思えます。タイ米を泡盛業界は仕入れています、そのルートは一たん本土に行ってそれから沖縄県に入ってきていますか。

○登川安政商工振興課長 タイ米は沖縄県酒造協同組合がまとめて注文して陸上げは沖縄地区です。沖縄県に入れてそれから精米にしたりして、そういったことをした後に県内の酒造メーカーが受け取る形になっています。

○玉城満委員 今後はやはり一国二制度といいますか、税の優遇を演出するに当たって私は泡盛はすごくいい素材だと思います。例えば、そこで保管して置くことが課税の対象にならないといういわゆる無関税の倉庫みたいなものをつくると。泡盛業界は古酒をたくさんつくり置きをしたいけど、場所がないわけです。そのかわり一たんつくった物については課税されるけれども、特別自由貿易地域に置いておけば課税対象ではないというような工夫もできるのではないかと思います。そういった県内企業が県外、海外に持って行く戦略の中で今までの特別自由貿易地域の制度をもう少し一国二制度に近い要望を県は今していると思えますが、その辺と県内企業をうまく調和させて県内の企業に有利な条件を皆さんのほうで探していただいでぜひやっていただきたいと思えますが、平良商工労働部長いかがでしょうか。

○平良敏昭商工労働部長 いろいろパターンが考えられるので我々もこの間やってきました。しかし泡盛も基本的に蔵出し課税だと思いますので、特別自由貿易地域でやっても税という意味では変わらないという現状があります。ですからその辺、ただスペース的には特別自由貿易地域にはいろいろあるので敷地ないし、あるいは泡盛業界が共同して古酒の郷のようなやり方をするとかそういういろいろなあり方があるかと思えますので、こういうこともできるだけ業界をまわって助長していきたいと思っています。

○玉城満委員 ぜひ頑張ってくださいと思います。それからもう一つですが、緊急性があるので皆さん御存じかと思いますがNHKの番組のためしてガッテンというもので、ウコン製品が肝臓に悪いという印象を与えるというようなイメージが出るような番組をオンエアしてしまって、県内健康産業、ウコンを製造している30社の皆さんがすぐに経済的に影響を受けています。番組では鉄分の説明をしていますが、鉄分イコールウコンになってしまってウコンが肝

臓を壊すような内容になっていました。それで業界の皆さんはNHKに抗議したという経緯がありました。私はこの風評被害を心配していますので、この対策は平良商工労働部長は考えていますでしょうか。

○平良敏昭商工労働部長 そういった話が先日沖縄県健康食品産業協議会の会長から電話がありました。これは大きな問題になるので早速抗議すべきだということで、県としても沖縄県健康食品産業協議会と財団法人沖縄県産業振興公社と一緒にNHKに抗議をしました。やはりキャンセル、問い合わせが結構出ています。株式会社沖縄県の物産公社売り上げ等も全部データがとれますので、放送直後からどう変わっているのか調べました。株式会社沖縄県物産公社も落ち込んでいましたが、前年もこの時期に同じように落ち込んでいましたので、この放送の影響なのかということが分析が難しいです。しかし、余り大騒ぎしてしまうと逆に拡大してしまう可能性もあるので、しばらく落ち着くのを見てから判断しようということで沖縄県健康食品産業協議会の会長と電話でやりとりをしました。現時点では冷静に対応したいという考えです。

○玉城満委員 これは前回もマンゴーの件でそういったことがありましたし、やはり対策はしっかりしていて悪いことはないので、県として何かしらの対策を準備していただきたいと思います。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
当銘勝雄委員。

○当銘勝雄委員 陳情第47号についてお聞きします。県が締結する契約については種類及び担当部局が多岐にわたっていると、さまざまな整理すべきことがあるとありますが、具体的には何でしょうか。

○武田智労政能力開発課長 県の公契約条例制定についての課題ですが、それぞれの部局で締結する契約は建築土木関係の建築業法初めさまざまな法律があるためその整理も多種に上ると考えております。それから、契約相手の業種も多数になるわけです。その辺の賃金基準の決め方も課題になっていると考えています。

○当銘勝雄委員 これはずっと前の議会から取り上げていますが、皆さんの処理方針を見ますと本当に取り組もうという気持ちがあるのかないかわかりま

せん。種類及び担当部局が多岐にわたっているとありますが、これはやはり商工労働部がイニシアチブをとって何か会議を行っていますか。

○武田智労政能力開発課長 現在は陳情などは連携してやっていますが、会議自体は設けていません。しかし今後はそのように取り組んでいきたいと思っています。

○当銘勝雄委員 皆さんにはなぜ公契約条例をやらねばならないのかという認識が足りないと思います。ILOがぜひやりなさいと言っている趣旨はかいつまんで言うとどうなのでしょう。

○武田智労政能力開発課長 ILO第94号の条約内容ですが、これは批准する加盟国が公の機関を一方の契約当事者とする契約において、団体協約、国内の法令等により定められた労働条件に劣らない労働条件を関係労働者に確保するという趣旨です。

○当銘勝雄委員 そうあるようにやはり労働者の働く条件を改善していくことです。皆さんはまさにその部分にあるわけですから、皆さんがきちんとやらないとほかの部局も一生懸命取り組まないですよ。ですから先ほど申し上げましたとおり、商工労働部でイニシアチブをとってきちんと他部局にも働きかけて進めてほしいと思います。平良商工労働部長はいかがですか。

○平良敏昭商工労働部長 私どもがミスマッチの理由を調べるとやはり労働条件の課題は大きいです。離職理由の中で家庭の都合というものとそれを上回って労働条件への不満があります。そういう意味では、労働条件を改善する努力、もちろん働く側にはキャリアアップをやる必要があります。そういう点では、労働条件を改善することはより必要だと思います。商工労働部としても関係各部局長に今年度の警備業務や清掃業務の契約等において労働者の生活の安定が図れるようにと通知もしております。委員がおっしゃるようなどういった取り組みができるか今後検討していく必要があると思います。

○当銘勝雄委員 やはり文書で促すことも一つですが、しかし会議をつくってお互いに確認し合わないとなかなか動かないと思います。そういう形でぜひ商工労働部にはイニシアチブをとってもらいたいと思います。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
中川京貴委員。

○中川京貴委員 陳情第35号についてお聞きします。これは前にも審議していますが、まちづくりに協力した地域商店街の代表や商工会議所関係者等が連帯保証人と、この連帯保証人の方はまちづくりに協力するという善意で取締役になるとともに高度化資金融資に係る約32億円という巨額な保証債務の連帯保証人になっていると。これの軽減についてですが、この保証人は何名ですか。

○勝連盛博経営金融課班長 今20名になります。

○中川京貴委員 これは当初会社を起こしたときから20名ですか。

○勝連盛博経営金融課班長 当初は13名でございましたが、そのうち亡くなられた方があって、相続した形で20名となっています。

○中川京貴委員 その処理方針の中で債権の放棄は手段を尽くして回収に見込みがない場合でないとできないものと考えているとありますが、これはずっと継続で一緒ですが、問題はやはりここに書かれているとおりの県も推進しながら第三セクター的にやってきた事業だと思いますが、それを今20名で連帯保証人ということになると、その軽減措置については県はどのように考えていますか。

○勝連盛博経営金融課班長 まず連帯保証債務については基本的には特別清算が終了した時点で具体的な調整が進められると考えています。基本的な考え方についてはこの処理方針にあるとおりです。

○中川京貴委員 私はやはりこういったことを含めて県は土木建築の違約金においても県内業者をつぶすわけにはいかないということで、いろいろ知恵を出して頑張ってきた経緯もあるし、皆さん方が誠意を持ってやってきたことが結果的に借金を残したことになっています。現在の20名のうち支払能力のない方、担保力がない方は何名いますか。

○勝連盛博経営金融課班長 今手元に資料がありません。ただ非常に逼迫している状況にある方が多数いるということは認識しています。

○玉城ノブ子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、当該陳情に関する県の迅速な対応について中川委員より要望があった。)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 平良商工労働部長の先ほどの挨拶で1つ目に地場産業を育てていく、2つ目に成長産業、3つ目に企業誘致とありましたが、その観点から陳情第174号の2についてお聞きします。この委員会でも何度も取り上げてきましたが、学校給食用食器の琉球漆器活用について聞きましたが、今研究センターで試作品をつくるということで学校給食の食器洗い機にも耐えられるような、熱湯をかけても耐えられる琉球漆器の開発が可能であり、これに手がけているとありました。具体的にどのくらいの予算で、どのくらいつくってという見通しを教えてください。

○登川安政商工振興課長 この琉球漆器の学校給食用食器については、今年度約300万円の予算で沖縄県工業技術支援センターの研究者が携わっています。今年度はどういった木が適しているかどうかということから始めまして、漆器の漆の耐久性についての実証実験、試作品づくりをしています。

○渡久地修委員 琉球漆器の学校給食用食器などに導入しようということは何度も取り組んで、去年は給食会に前部長も行きました。とにかくこれは大量なので食器洗い機に入れると傷がつくなどがあって、学校はちゅうちょしていたのですが、これが食器洗い機にも耐えられ、熱湯消毒も可能となれば急速に進めて沖縄県の琉球漆器業界にとっては明るい展望が出てくると思いますので、ぜひ成功させるように頑張ってくださいと思います。

○平良敏昭商工労働部長 琉球漆器は沖縄県の伝統工芸として重要であり、最近では売り上げが2億円台で80名くらいの職人がいると聞いています。1人当たり、300万円くらいの生産額だと聞いています。そうしますと人件費は幾ら回ってくるのかと考えると相当低い状況ですので、漆器職人が仕事を離れないようにするためにも、どのように販路拡大していくかということが課題ですの

で委員のおっしゃいますようなことを検討してまいりたいと思います。

○**渡久地修委員** ぜひ成功させていただきたいと思います。次に沖縄県の北部地域の森林には有用植物がたくさんあります。例えばハンノキがありますが、それからいろいろな特許を取って消臭剤や養豚の肉質の改良などで成功例があるようです。これについては、本土の大手企業から特許を売ってほしいという要望があるけれども、それを断ってぜひ地元で成功させたいということで、名護市とも協力する話があるようですが、ぜひ県としてもこういった地元の人たちを支援していく方策があると思いますが、こういったところにも商工労働部長自身も見に行つて支援して、新たな沖縄の企業として伸ばしていく必要があると思いますがいかがでしょうか。

○**平良敏昭商工労働部長** 私も六、七年前に地元の皆さんにお会いしました。やはり地域資源の一つなのです。沖縄県ではハンノキも地域資源活用事業の促進に関する構想を平成20年7月につくり、ハンノキも地域資源の一つとして位置づけています。こういったものを活用して商品開発していこうということで考えております。財団法人沖縄県産業振興公社で地域資源活用応援ファンドがありまして、地域資源を活用したいろいろな商品開発の事業に関して補助メニューをつくっていますけれども、応募件数が年間80件あって、そのうちことは14件採用でした。そういったいろいろな取り組みをしていますので、ハンノキは消臭効果、防臭、北部地域の養豚場の方も一部使っていますので、これはぜひ委員がおっしゃるように取り組んでいく必要があると考えています。また、現地視察もしてみたいと考えております。

○**渡久地修委員** ぜひ沖縄県にはそういった有望な有用植物がありますので、これを次期振興計画でもしっかりと光を当てていけば有望だと思っておりますので、ぜひ頑張ってください。

○**玉城ノブ子委員長** ほかに質疑はありませんか。
座喜味一幸委員。

○**座喜味一幸委員** 陳情第73号の2についてお聞きします。宮古上布会館の要望に対する構想について教えてください。

○**平良敏昭商工労働部長** 地元からは昭和51年に現在の建物をつくったという

ことでかなり老朽化しており、雨漏り等もあるということで改築または新たな上布会館をつくりたいとの要望です。県としては以前は国庫事業で対応してまいりましたが、現在は事業が終了してしまして国の制度がありません。今後は宮古島市と場所等の問題も含めて地元がどうしていきたいのか、まずは地元でしっかり整理した上で検討相談してほしいと思います。その間に県がどういった対応ができるのか検討する必要があると考えています。

○座喜味一幸委員 無形文化財の指定を受けているのでそれなりに歴史もあり重みも感じています。片や伝統工芸としての現状が非常に厳しいものがあると思いますが、その辺を踏まえて今後現状をどう見て今後の課題に産業の面から県はどう取り組もうとしていますか。

○平良敏昭商工労働部長 今の宮古上布の直近の年間売り上げを見ると2900万円です。3000万円に満たないです。かつては一番いいときで2億円くらいあったものが、現在は3000万円を割っているということで非常に厳しい状況です。国内的に和服等の需要が縮小している中でどういった振興のあり方があるのかということは、我々も勉強の必要があると思います。今、年間で3000万円弱の売り上げしかないとなると後継者もなかなかそこに入りにくいですし、魅力のある職場としてはなかなか若い人たちが選択しにくいという非常に悪循環に入りつつあるように感じます。そのために反物を、本当に緋で100パーセントではなくて少し別の分野も含めた取り組み、マーケットを開拓する方法はないのかということをやっていないとなかなか改善の道がないと考えています。

○座喜味一幸委員 かつては砂糖、カツオ、宮古上布で宮古地域の産業を支えていましたがここまで落ちてきている。しかしながら近年、観光客を含めて若手の方で宮古の織物に非常に興味を持っている面々もふえているということにおいて、今脱皮を始めたと思っているのは、宮古上布という伝統工芸プラスに少し産業としての宮古織という意識が少し芽生えて、その動きが出てきていて少しずつ可能性を感じています。これは県でもトータルとしてのアドバイス、また伝統工芸が抱えている課題についてある程度のマネージメントとサポートをしていただかないといけない課題があちこちにあるのかと思いますがいかがでしょうか。

○平良敏昭商工労働部長 委員のおっしゃるとおりに私も考えております。今後、新しい宮古上布会館をつくる場合もどういった展開をしていくかという、

従来の発想を乗り越えて産業としてうまく成り立つ、ここで後継者が魅力ある職場として感じるような取り組みをしていかななくてはいけないと思います。よく会館をつくる場合に単に市の空き地があるからそこに建設したということではなくて、やはり観光客が行きやすいマーケット対応も含めて、販売戦略等も含めてトータルの構想を描くことが大事だろうと思います。

○座喜味一幸委員 県のおっしゃるようなアドバイスをもらう組織として、県宮古事務所など県の組織そのものにもそういった具体的な情報を持って、アドバイスをしてもらえそうな仕組みができていない部分があると思います。せっかくテーマに上がってきた宮古上布の振興、会館をつくるときの観光あるいは地元の後継者育成というトータルな面も含めて県のお力添えをお願いしたいということを要望いたします。

○平良敏昭商工労働部長 どういう協力ができるか、またやはり伝統工芸を伸ばしていかないと我々県としての大きな責任もありますので、その観点から取り組んでまいりたいと考えています。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
瑞慶覧功委員。

○瑞慶覧功委員 陳情第50号についてお聞きします。福建・沖縄友好会館に3月の末から4月にかけて行ってきました。現地で琉球墓地とか琉球館を見てまいりましたが、きちんと向こうの政府で管理がされていました。福建・沖縄友好会館も見ましたが、やはり皆さんの処理方針の中で中国福建省と良好な関係を維持していて、中国福建省から不快感が伝えられた事実はありませんとありますが、現地で聞きましたら不快感があるように感じました。陳情は指定管理についてですが、やはり想定として福建・沖縄友好会館の設立目的からすると今は経済的な方向に走りすぎているのではないかと思います。やはり当初の精神である、友好協力の永遠なる象徴として、もちろん文化、経済の面でも交流の拠点にするとありますが、やはり一番の精神である友好協力の部分で昨今、中国の北京、上海などに目が行っているような気がしてなりません。やはり今は株式会社ネオ・プランニングが管理するとなっていますが、中国側からすると民間委託そのものが沖縄県は後退したという印象があるようです。やはり民間指定管理で今後どこまで交流ができるのか、現地のガイドも経済交流は物で、文化交流は心であると言っていました。ですからそういったところを

しっかりと踏まえて今後やっていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○平良敏昭商工労働部長 財団法人沖縄県産業振興会社についてはこの間いろいろな経緯があります。県の包括外部監査で今後のあり方を見直すべきだとの指摘があり、また沖縄県行財政改革プランで廃止を含めて検討などということもありました。ただ県としては民間だけに任せるのではなく、委員のおっしゃるように文化経済交流は引き続き重要なテーマだと考えていますので、今年度は県の嘱託員を配置して福建省と民間受託者との間をうまく調整する、あるいは沖縄県との情報を対応するなどいろいろな仕組みで構築しております。そういったことで今後必要な内容について対応してまいりたいと思います。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
玉城義和委員。

○玉城義和委員 先ほど座喜味委員からお話がありました陳情第73号の2についてお聞きします。私も今沖縄県にとって芭蕉布もしかり、こういった伝統的産業を大切に掘り起こしていくことが極めて重要だと思います。たしか、徳島県に藍会館というものがあまして、藍のできるまでの過程を見られるようなものがあります。藍というものがどういったもので、商品になるまでの過程を観光施設として見せるというものがあります。先ほど平良商工労働部長がおっしゃったように、一番のポイントは観光施設として位置づけることだと思います。その中で宮古上布をきちんと認識してくれる方をふやしていくということがポイントだと思いますので、ぜひ単なる一つの会館ではなくて宮古地方の持っている潜在力を引き出すような大きなポイントとして位置づけていただいて、積極的に支援をして観光施設としてでき上がるようにしていただきたいと思います。できれば、きょうの経済労働委員会でも採択しまして議会としてもサポートしてまいりたいと思いますので、そういった位置づけで取り組んでいただきたいと思います。

○平良敏昭商工労働部長 玉城委員の御指摘のとおり沖縄県の伝統工芸産業を今後どうしていくか、伸びているものもあれば下降気味なものもある中で、県の伝統工芸産業全体をどうしていくかということを整理していきながら、宮古上布を今後どう位置づけて取り組んでいくのかということで、いずれにしても伝統工芸産業は沖縄県の文化、歴史でもあるのでそういったこともしっかり育てていくような施策を展開してまいりたいと考えております。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、商工労働部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決の順序及び方法などについて協議)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

議案等の採決順序及び採決方法について、確認いたします。

まず、乙第11号議案の議決議案を簡易採決いたします。

次に、陳情を採決いたします。

採決は、以上の順序と方法で行いますので、よろしく願いいたします。

これより、議案及び陳情等の採決を行います。

まず、乙第11号議案交通事故に関する和解等についての議決議案1件を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案1件は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第11号議案案は可決されました。

次に、陳情等の採決を行います。

陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたし

ます。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情34件とお手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

以上で、本委員会に付託された議案及び陳情等の処理はすべて終了いたします。

した。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 玉城 ノブ子

